

第2章 施策の提言

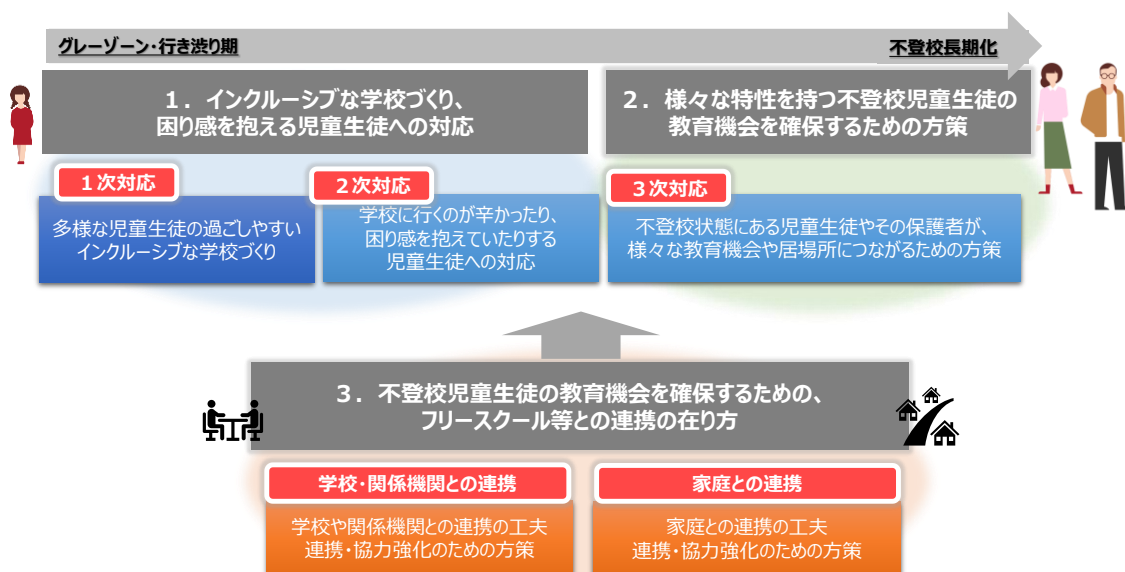
本事業にて得られた調査結果より、千葉県における今後の不登校児童生徒への支援策について、提言を行う。

本事業では、千葉県下の不登校児童生徒及びその保護者に対して、アンケート調査及びヒアリング調査を実施した。9,131名の不登校児童生徒とその保護者を対象とし、児童生徒からは1,753件、保護者からは1,775件の回答が得られた。さらに、アンケート回答者のうち、14名の児童生徒、24名の保護者に対してヒアリング調査を実施した。

本報告書における提言は、上述の調査に協力の得られた方の声をもとにしている。これらはいずれも任意調査であり、児童生徒へは基本的に保護者を通じて調査依頼が伝わる形となっている。そのため、厳しい環境にあり調査への協力が難しかった家庭や、親子関係に課題があり児童生徒まで依頼文書が送達しなかった家庭など、やむを得ず調査対象とできなかった方が存在している。今後、そのような方々の声についても、別の手段を用いて聴取していくことが必要であることは、はじめに確認しておきたい。

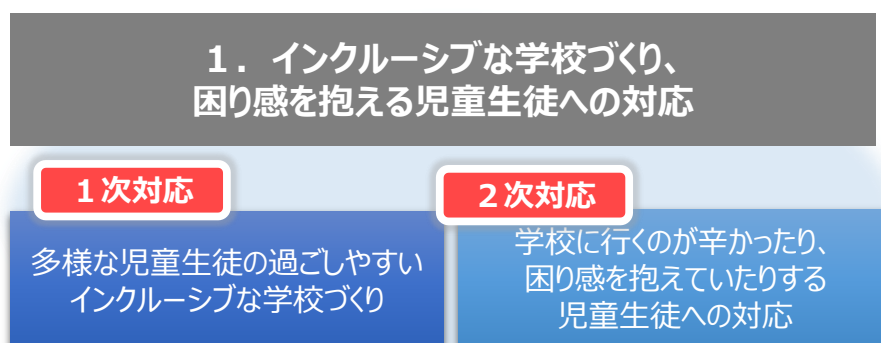
提言の全体像は、下図のとおりである。以降で、「1.」「2.」「3.」のテーマごとに、詳細を記載していく。

図表 1 提言の全体像



1. インクルーシブな学校づくり、困り感を抱えている児童生徒への対応

図表 2 「1.」の全体像



「1. インクルーシブな学校づくり、困り感を抱える児童生徒への対応」については、「多様な児童生徒の過ごしやすいインクルーシブな学校づくり」及び「学校に行くのが辛かったり、困り感を抱えていたりする児童生徒への対応」の2つの論点について提言を行う。前者は、不登校児童生徒の有無に関わらず取り組むこと、後者は、学校に行き辛かったり、困り感を抱えたりする児童生徒がいる場合に取り組むことを想定している。本報告書では、前者を「1次対応」、後者を「2次対応」と呼ぶこととする。

まずはこれらの論点に関連する、アンケート調査及びヒアリング調査より把握した現状と課題を整理した。

(1)現状と課題

①学校に行きたくないと思ったきっかけ

「学校に行きたくないと思ったきっかけ」に関するアンケート調査結果は次ページの通りである。「学校のこと」「自分のこと」「家のこと」と分けたとき、特に「学校のこと」「自分のこと」のうち次ページに示す選択肢の回答割合が高くなった。「自分のこと」にある体調面の不調は、不登校の要因に関連して表出した症状とも考えられる。全体としては「人間関係（教職員と児童生徒いずれも）・勉強関連・よく分からない」が多くなっており、児童生徒自身も必ずしもその原因が分かっているわけではないことは、特筆すべき点だろう。

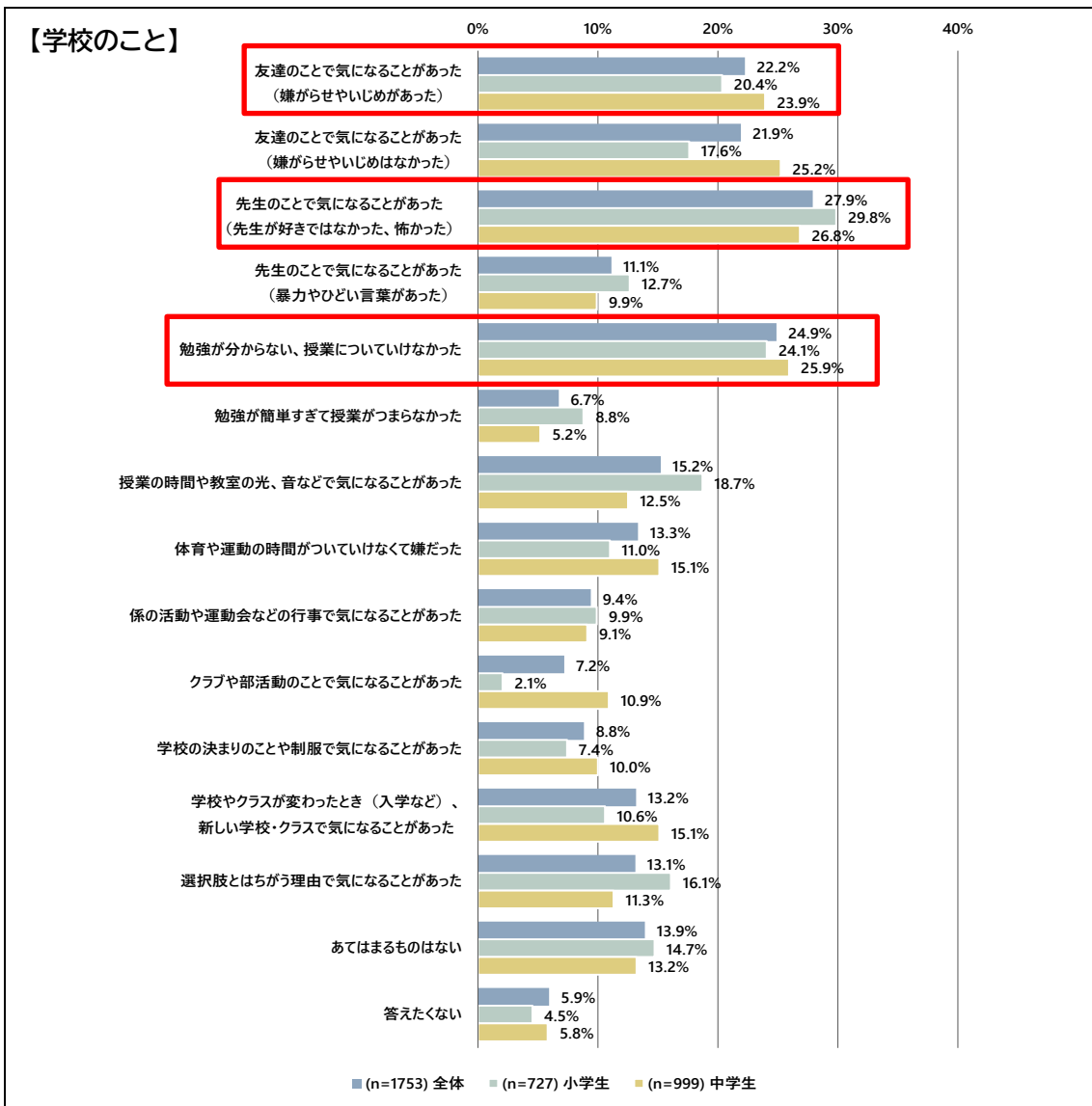
なお、「家のこと」を選択する割合は相対的に低かったものの、今回の児童生徒調査の調査票は保護者経由で配られていることが影響している可能性がある。つまり、保護者と児童生徒の関係性が良好な層に調査対象が偏っていた可能性がある。繰り返しになるが、このように結果が必ずしも全ての声ではない点には、常に留意する必要がある。

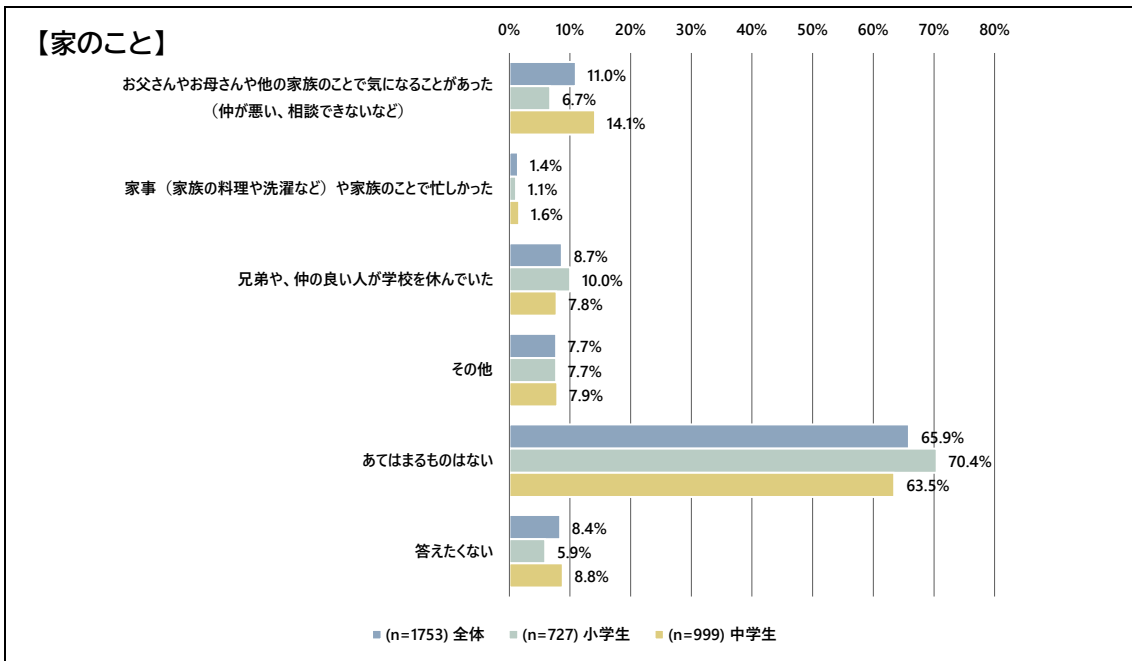
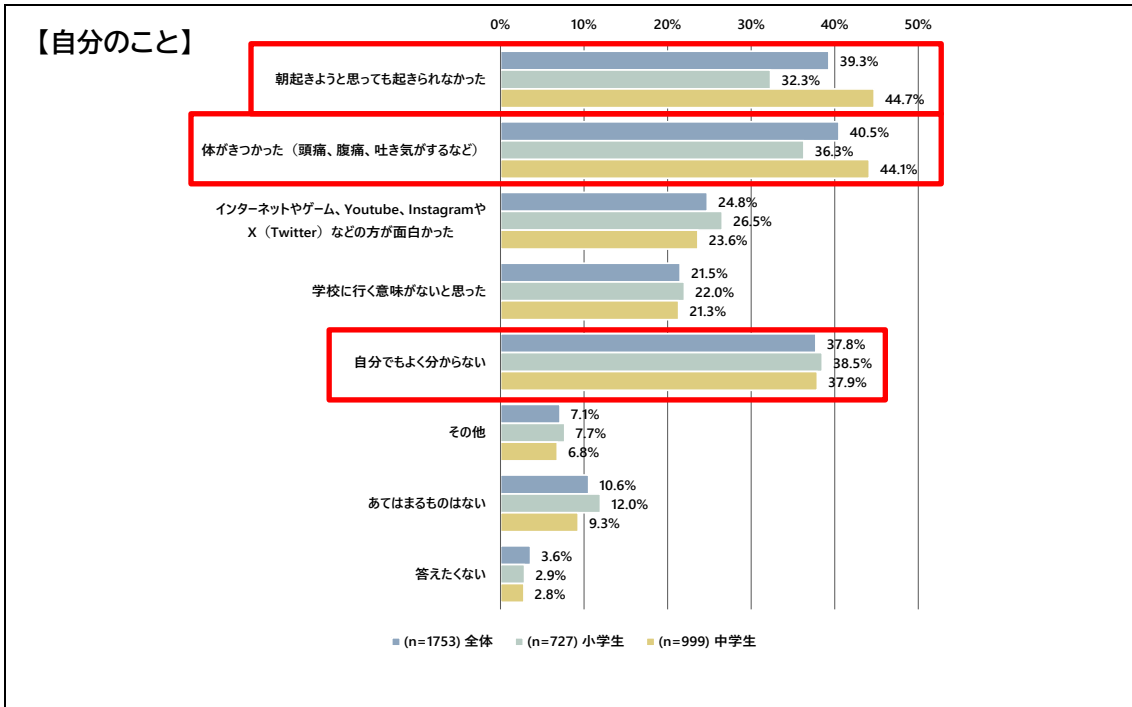
ただし、教育委員会としてまずアプローチできるのは学校・教育環境であることを考えると、今回の調査では十分に有効なデータが得られており、これを基に現状と課題の把握を行っている。

図表 3 学校に行きたくないと思ったきっかけ(回答割合の高い選択肢)

【学校のこと】	
・ 先生のことでの気になることがあった(先生が好きではなかった、怖かった):	27.9%
・ 勉強が分からない、授業についていけなかった:	24.9%
・ 友達のことでの気になることがあった(嫌がらせやいじめがあった):	22.2%
【自分のこと】	
・ 体がきつかった(頭痛、腹痛、吐き気がするなど):	40.5%
・ 朝起きようと思っても起きられなかった:	39.3%
・ 自分でもよく分からない:	37.8%

図表 4 学校に「行きたくない」と思ったきっかけ(児童生徒)





この結果については、ヒアリング調査からも補足できる情報が得られている。

図表 5 学校に行きたくないと考えたきっかけ(抜粋)

【人間関係】

- ・ クラスの一部の人からのいじめ、悪口があった。先生も気づいていたと思うが、十分な対処をしてくれなかった。
- ・ 友達から仲間外れにされたり暴力を振るわれたりしたが、先生にもこちらの言い分を理解してもらえなかった。
- ・ 先生の暴言などがあった。例えば、「(物を落としたり)弁償しろよ」「お前」「バカちゃん」「アホちゃん」など。
- ・ 様々な要因の積み重ね。周りの目が気になって辛かったことや、それによって小さな声でしか話せなかった時に、先生に「直した方が良いよ」と言われたことなど。

【勉強関連】

- ・ 授業(教科書の内容)がつまらなく、学校で楽しいと思える瞬間がなかった。
- ・ 授業についていけなくなったが、分からない部分を自分から質問することができず、一層学校に行きづらくなった。

【自分のこと(他の要因も関連)】

- ・ 集団の中で注目を集めることや(発表の時など)、普段の生活の中での周りの視線がプレッシャーとなり、緊張して体調が悪くなるようになった。
- ・ 本人の繊細な特性(HSC:Highly Sensitive Child)もあり、周りに気を遣って、エネルギーを使い果たした。

【よく分からない・その他】

- ・ 特別なきっかけはないが、学校に行こうとすると体調が悪くなるようになった。学校では決まった時間に決まったことをしなければならない、逃げ場がないと感じるところが嫌だったのかもしれない。

注) 保護者と児童生徒を対象に実施したヒアリング調査結果を記載している。ヒアリング調査結果の一部を、文意が変わらない範囲において抜粋・編集している。以降も同じ。

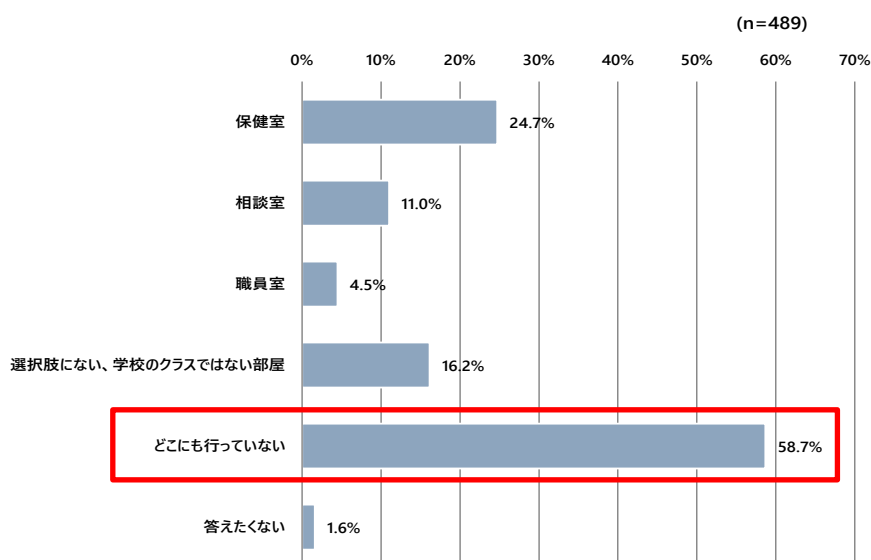
②学校に行きたくないと思ってから、実際に休み始めるまでの期間のこと

学校に行きたくないと思ってから、実際に休み始めるまでの期間について、20%弱はすぐに休まず、しばらくは登校を続けていたことが分かった。

一方で、この期間、保健室や相談室、別室などを利用したという割合は30%に満たず、60%程度は我慢して教室に行き続けている。さらに、その期間、学校に行きたくない気持ちを話せる人が「1人もいなかった」と回答した割合は、小学校で15%程度、中学校では25%程度に上っており、その理由として「学校には行かないといけなかったから(60.2%)」、「怒られると思ったから(49.2%)」「だれも自分の気持ちを分かってくれないと思ったから(42.5%)」の割合が高い。

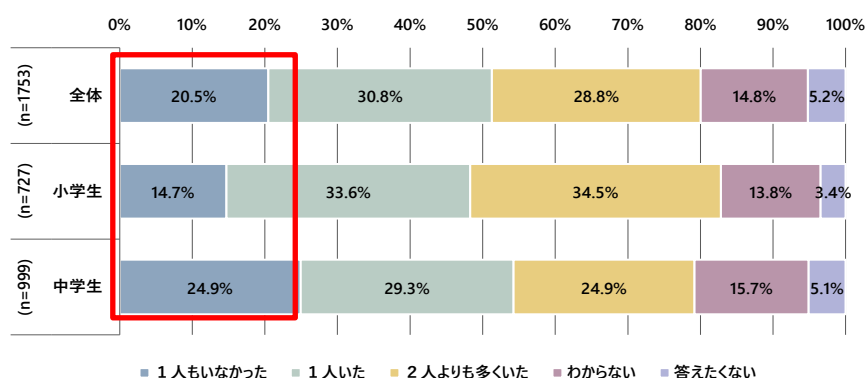
一定数の児童生徒が、学校に行きたくない気持ちを自認しながらも、悩みを相談できず、助けを求められないままに過ごしていたことが推察できる。

図表 6 学校を休み始めるまでに行ったことのある学校内のクラス以外の場所(児童生徒)

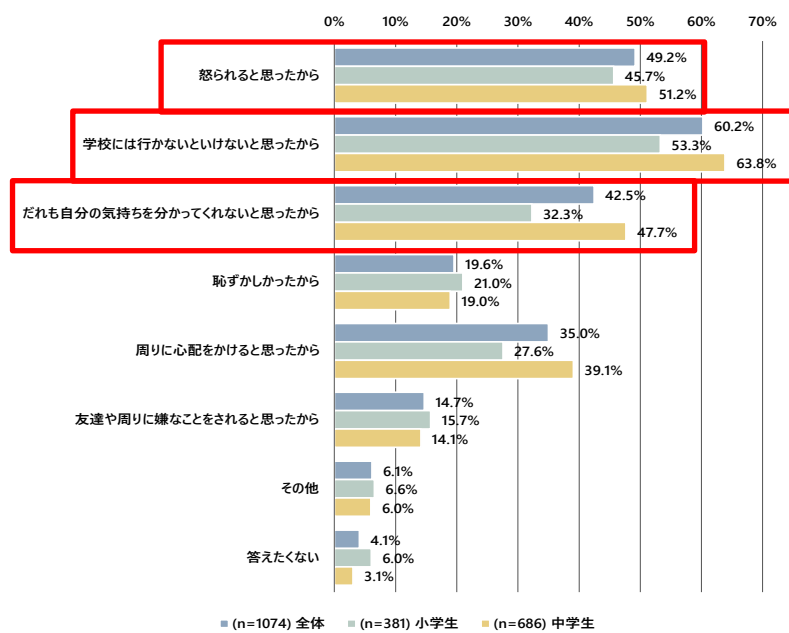


注) 小学生・中学生を合わせた全体の結果である。

図表 7 学校に行きたくない、休みたい気持ちを話した人はいるか(児童生徒)



図表 8 学校に行きたくない、休みたい気持ちを相談しにくいのはどうしてか(児童生徒)



さらに、ヒアリング調査からは、この期間を経て本格的に学校を休むようになったきっかけとして、以下のようなエピソードが寄せられた。

図表 9 本格的に学校を休むようになったきっかけ(抜粋)

- ・ 別室登校をしていた時、担任の先生が様子を見に来たが取り組んでいたプリント学習の様子を見て「このくらいできないと社会で通用しないぞ」と言われた。
- ・ 体調を崩しがちで行ける授業だけ行っていたが、友達に「一人だけずるいよね」と言われた。
- ・ 教室に行くと体調を崩すようになって、時々しか学校に行けなくなったが、担任から登校するようにプレッシャーをかけられ、無理して登校した結果、全く行けなくなった。保護者としても、当時はどうしたらよいのか分からなかった。

(2) 施策の提言

以上のとおり、アンケート調査及びヒアリング調査からは、主に次のような現状と課題が整理された。当然この他にも様々な要素があるものの、本報告書においては、回答割合や意見の多かったものを中心に抜粋している。

図表 10 現状と課題の整理

対象	現状と課題	
1 次対応段階 (不登校につながりにくい、多様な児童生徒の過ごしやすいインクルーシブな学校づくり)	児童生徒 (集団)	<ul style="list-style-type: none"> ・“みんなと同じ”等の同調圧力の強い雰囲気や、固定化し緊張感のある関係性 ・いじめや嫌がらせの発生
	教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の児童生徒の学習状況に応じた指導の不十分さ ・高圧的な発言や指導、暴言等 ・いじめや嫌がらせの黙認
	学校環境	<ul style="list-style-type: none"> ・柔軟な対応をする余裕のないスケジュール(時間割)や職員体制
2 次対応段階 (学校に行くのが辛かったり、困り感を抱えていたりする児童生徒への対応)	児童生徒 (個人)	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲に悩みを相談しにくい状態 ・「学校に行かないと怒られる」等の認識を強く持っていること
	教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の多様な特性(例えば発達障害など)に対する理解と対応の不足(背景として、教職員の多忙化による余裕のなさ) ・不登校に対する考え方の偏り(学校復帰のみを目指す対応) ・保護者への情報提供の不足
	学校環境	<ul style="list-style-type: none"> ・チーム学校の不十分さ(担任、管理職、専門職の連携が不十分等)、外部機関との連携不足 ・別室登校時などの際に個々に応じた学習環境を提供できない

上記を踏まえ、「1. インクルーシブな学校づくり、困り感を抱える児童生徒への対応」については、以下の取組を提言する。

図表 11 施策の提言

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①【1 次対応】教職員向けの啓発等を通じた、児童生徒の個性の理解・支援力の向上 ②【2 次対応】教職員を孤立させない、“チーム学校”での対応の強化 ③【2 次対応】登校渋りがある児童生徒にとって、居心地のよい学び方、過ごし方の実現 |
|---|

①【1次対応】教職員向けの啓発等を通じた、児童生徒の個性の理解・支援力の向上

1) 提言内容

県は、これまで「魅力ある学校づくり」（全ての児童生徒の居場所づくり、全ての児童生徒の絆づくり）を進めており、不登校の未然防止に向けた取組も実施してきた。しかし、本調査研究で行ったアンケート調査やヒアリング調査の結果を踏まえると、全ての児童生徒にとって、学校が居心地よく学習できる環境に必ずしもなっていないことが分かった。

学校が文字通り「全て」の児童生徒にとって居心地のよい場になるためには、教職員は①児童生徒の個性や困り感と、その背景を十分理解できるだけの知識と、②児童生徒の個性に応じ、一斉・一律でない柔軟な支援を行う力量が求められるだろう。

これにより、教職員は個々の児童生徒の示す困り感の背景を理解したうえで、個々の児童生徒の発達に必要な支援を提供できる可能性が高まることが期待される。

図表 12 教職員向けの支援策

① 多様性理解のための知識	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個々の考え方の背景にあるジェンダー、国籍、宗教などについて理解を深めるべく研修等を行う。 ・ その際、当該分野の調査結果等を参照し、学校における慣習やルール等がマイノリティとされる人にとって適応しにくいことを理解する。 ・ 児童生徒の様々な発達特性について理解を深める。
② 柔軟な支援を行う力量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個々に応じた学習課題の提供や関わりの見直しができるよう、学びの多様な学校等での勤務経験の豊富な教員等の行う授業を視察・研究する機会を作る。 ・ 授業の中で柔軟に調整可能な範囲がないか、教務主任等からの助言だけでなく、養護教諭やSC(スクールカウンセラー)やSSW(スクールソーシャルワーカー)¹等の心理・福祉の視点から見た助言を得る機会を作る。

また、学校や教室の環境は教職員だけで構成されるのではなく、児童生徒も重要な存在なことは言うまでもない。一人ひとりの個性は様々であり、このような多様性を尊重することが重要であることを、教職員から児童生徒に伝えることも必要だろう。例えば、以下(図表 13)のようなことを児童生徒に伝えていく必要があるのではないかな。なお、道徳が教科化される以前から、お互いの違いを対立や差別に繋げないように、人権教育が積極的に推進されている自治体²もあり、参考になるだろう。また人権保障や差別撤廃に包括的にアプローチする取組の他、性別や性自認に関する多様性の理解や、障害に関する理解促進などに取り組む学校³もある。

また、教職員自身も当事者の抱える生きづらさを直接知る機会がない場合などは、国内外のドキュメンタリー番組や映画などを活用⁴し、教職員と児童生徒が共に学ぶことも考え

¹ 本報告書では、スクールカウンセラーを「SC」、スクールソーシャルワーカーを「SW」と略称表記する場合がある。

² 大阪府「人権学習シリーズ ちがいのとびら 多様性を尊重する人権教育」(https://www.pref.osaka.lg.jp/jinken/work/kyozai04_04_01.html) ※多様性を尊重する人権教育の重要性やその特徴について解説されている。

³ 松永幸子(2020)「共感力育成・多様性への理解を支える人権教育のあり方」

⁴ HUFFPOST「子供に「多様性」をどう伝えていきますか？世界の教育番組がヒントになるかも…」(https://www.huffingtonpost.jp/entry/japanprize02_jp_5f968f6fc5b673c608256db1) ※アンコンシャスバイアス等を扱う海外のドキュメンタリー番組等を紹介している。

られるだろう。

図表 13 児童生徒への伝達内容(イメージ)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 学級は様々な個性を持った人々が集まっている場所であること・ 性別や国籍だけではなく、家庭環境や発達特性によっても考え方や行動の仕方は異なること・ 「自分の考え方と違う」と思うことは必ずしも悪いことではないが、その背景に目を向ける必要があること・ 「自分の考え方と違う」ということは、他者を責めたり傷つけたりすることを許容する理由にはならないこと |
|---|

さらに、児童生徒に道徳的諸価値を伝達するだけではなく、様々な個性を持った人々が集まる環境において、対人関係や社会生活を円滑に営むことができるよう SST（ソーシャルスキルトレーニング）の観点からの学習機会を設けることも考えられるだろう。

これらにより、自分と異なる他者を理解するだけでなく、困り感を抱えるクラスメイトに児童生徒自身がピアサポーターとして関わりを持つことも期待される。また安心できる学習環境が整うことで、悩みや困り感を抱えていることを周囲に早期に相談することも考えられるだろう。

2)主体別役割

期待される主体別の役割は以下の通りである。

図表 14 主体別役割

県教委	<ul style="list-style-type: none">・ 教職員向けの様々なマイノリティとされる分野に関する基礎的知識習得のための研修機会の提供・ 他県の学びの多様化学校の教職員の授業視察や講話機会の提供・ 養護教諭、SC、SSW による授業研究の試行・ 特別の教科 道徳、特別活動、総合的な学習の時間などの時間での学校適応感向上のためのプログラム例の提供、情報発信(リーフレット等)
市教委	<ul style="list-style-type: none">・ 未然防止のための SST のモデル校指定、研究
学校	<ul style="list-style-type: none">・ 特別の教科 道徳、特別活動、総合的な学習の時間などでの授業実施

②【2次対応】教職員を孤立させない、「チーム学校」での対応の強化

1) 提言内容

県は、これまで「千葉県版不登校児童生徒の支援資料集（児童生徒安全課・千葉県子供と親のサポートセンター）」を公表し「教職員として」必要な資質・能力を整理している（PI6）。また、「千葉県児童生徒・保護者のためのサポートガイド」ではチーム学校による教育相談体制の構築が提案されている。

一方で、アンケート調査やヒアリング調査の結果からは、教職員からの暴言に関する指摘や、児童生徒の発達特性などへの理解不足によって、2次対応の内容が不十分であったり不適切だったりするケースが確認された。ただし、これらは全ての教職員に共通する課題ではなく、一部の教職員の抱える課題だろう。また、この一部の教職員についても、関わりのある全ての児童生徒に不適切な関わりをしているケースばかりでもないだろう。したがって、教職員の支援の質のばらつきの問題の他、個々の児童生徒との関係性が良好でないという課題があると言える。

ヒアリング調査からは、新卒の教職員が1年生の担任を担い十分な対応でなかったとするケースや、経験の少ない教職員でない場合も不適切な関わりがあるケースも確認された。これを踏まえれば、担任の経験年数が短い教職員や、適切とは言にくい声掛けをする教職員が学級担任を担わざるを得ない状況が当面継続することを前提とする必要があるだろう。

この前提のもと、対応スキルが高くない教職員をフォローするべく、「チーム学校」の体制強化を提案する。この点、既に千葉県では不登校児童生徒支援チームが構成され、不登校児童生徒支援専門相談員による助言や、SC・SSWへの指導や援助が行われている。

また、フリースクールへのヒアリングからも、教職員個人が不登校支援に関する専門知識（ケース理解を含む）や対応経験を身に付ける必要はなく、適切な対応に悩んだ時に気兼ねなく相談ができる相手・機関（学校内外）を確保しておくことの重要性が指摘されている。これを踏まえれば、学級担任が一人でケースを抱え込むのではなく、関係者と情報を逐次共有し、些細な変化も含め協議できる場を引き続き持つことが望ましいだろう。

他方、今回のヒアリング調査からは、「チーム学校」の体制が十分でないケースも確認されており、これらの要因は個々の教職員のスキルの課題だけではなく、相談・連携する時間的余裕のなさ（教職員の働き方）や定期的な相談の場や機会の少なさ等の組織的な課題があると考えられる。例えばSCやSSWの学校への訪問頻度が限られていたり、職員室での教職員との交流の機会が少なかったりする環境では、個別ケースの改善提案を学級担任とSCやSSWとで協議できないことも考えられるだろう。また、教職員の抱える業務が多い場合では、SCやSSWが気になった面談結果などを共有したくても、協議するための時間を捻出すること自体が難しいだろう。

他にも学校外の機関とのネットワークが弱かったり、繋がりを持っている教職員が限定的であったりするために、「より適切な学習環境があるのでは」と学級担任が感じるケースであっても、教育支援センターやフリースクールに迅速に相談することができないことも想定される。

これらを踏まえれば、チーム学校として心理や福祉の専門家を単に集めるだけではなく、児童生徒や保護者との関わりを最も多く持つ学級担任が、様々な専門知やネットワークを活用しながら支援計画を立て適切な対応をできるための協議の機会が必要だろう。加えて、多面的な協議を許容する時間的余裕も必要だと言える。

また物理的な協議の場・時間の確保だけでなく、日常で養護教諭や SC・SSW が学級担任等と些細なことでも相談し合えるような環境を醸成することも重要だ。例えば、勤務時間が異なる専門職同士でもコミュニケーションを取れるよう、Teams 等のコミュニケーションツール上で相談できるチャンネルを設けたり、職員会議の冒頭の時間などに養護教諭や SC・SSW も交えた雑談の機会を設けたりすることが考えられるだろう。

このように「チーム学校」として対応することは、個々の学級担任の負担軽減につながるだけでなく、学級担任との関係性が良好でない児童生徒やその保護者にとっても、別の相談・支援先にすぐに繋がることのできるという利点もあるだろう。この観点からは、学校内の相談先や学校外の連携機関に関する情報（リーフレット等）を学期の最初と最後に保護者に提供することが望ましい。

2)主体別役割

期待される主体別の役割は以下の通りである。

図表 15 主体別役割

県教委	<ul style="list-style-type: none"> ・ チーム学校を上手く機能させている学校事例の収集・情報発信 ・ 養護教諭、SC・SSW の抱える働き方や裁量の課題の把握 ・ 新卒教職員向け等の研修で、不登校支援に関する対応のポイントや動画等を提供 ・ 教職員が相談可能な機関(教育支援センターや不登校児童生徒支援専門指導員等)に関するリーフレットの提供
市教委	<ul style="list-style-type: none"> ・ チーム学校を上手く機能させている学校事例の収集・情報発信 ・ SC・SSW が主導する連携事例の収集・情報発信
学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ SC や SSW の職員会議への参加、SC や SSW を含めた連絡・相談用の Teams 上のチャンネルの作成(その際、働き方改革の観点から他の業務で効率化できるものがないか、見直すことも必要) ・ 教職員(特に学級担任)の相談先の確保(養護教諭、SC・SSW、管理職の他、学校外のフリースクールや医療機関等も含む) ・ 保護者へのチーム学校や相談先に関する定期的な情報提供

③【2 次対応】登校渋りがある児童生徒にとって、居心地のよい学び方、過ごし方の実現

1) 提言内容

登校渋りのある児童生徒にとっては、一斉・一律の学び方や、「学校らしい」時間割や空間設計自体がストレスになっている可能性も考えられる。特に登校渋りの始まった頃に無理やり学校に適應させるのではなく、従来の学校らしさに縛られすぎない多様な学び方や過ごし方があることを児童生徒自身が認識し、「支援を求められる」と安心することが重要だろう。

児童生徒の個性に応じた柔軟な教育環境の例としては、学びの多様化学校が挙げられ、長期的には新設を検討することも考えられる。他方、学校の設置には一定の時間・費用がかかることから、短期的には以下の方法により、既存の教育環境の柔軟化に取り組むことが考えられるだろう。このうち 1 次対応も含めた工夫例について通常の教室で行うことが即時には難しい場合には、校内に不登校児童生徒支援教室などを設置⁵したり、別室に担当教員を配置したりすることで多様な学び方を提供することも考えられる。

図表 16 「学校らしさ」に縛られない環境づくりの工夫(例)

【1 次対応も含めた工夫例】

- ・ 特別活動や総合的な学習の時間等を活用し、児童生徒個々人の関心を追求する主体的な学習機会が定期的にある
- ・ 関心のある分野に関する学校外での体験学習や出前授業があり、学校外の多様な環境・知見と触れ合うことができる
- ・ 習熟度別の授業や個人での学習ができる機会が定期的にある
- ・ 給食など授業外の活動時間について、児童生徒の提案を受け入れる機会がある

【2 次対応の工夫例】

- ・ 登下校時間に幅があったり、大勢の児童生徒の登下校時間とずらしたりすることができる(日によって自分で選ぶことができ、その運用を全教職員が理解している)
- ・ 学校内で居心地がよいと感じる場があれば、そこに児童生徒専用の臨時スペースを設ける
- ・ 自宅でのオンライン学習の機会が複数提供されている(ドリル形式のアプリケーション、関心のある分野(例えばプログラミング等)に関する学習動画やアプリケーション、授業のアーカイブ動画、同時双方向のライブ配信)
- ・ 自宅から学級担任等に質問・相談をするオンライン上の場や、雑談の機会がある

ただし、上記の工夫の中でも、個々の児童生徒によって望ましいものや、学習効果が期待できるものは異なる点には留意が必要だ。(例えばオンライン教育では「画面越しにクラスメイトが見えたり、声掛けがあったりすると緊張する」と感じる児童生徒もいれば、「ずっと動画を見ているのでは集中力が継続できない」と感じる児童生徒もいる。)

したがって、上記の工夫に留まらず、児童生徒の不登校の要因や現在の状態、学習へ向き合うことのできる環境が整っているか等を踏まえ、対応方針を都度見直すことが期待される。

また、登校渋りがあった際に、児童生徒の最も身近な存在である保護者がどのような関

⁵ 国でも校内教育支援センター(SSR)の設置が推進されており、自治体でも先進的な取組が発展しており、参考になりうるだろう。(広島県教育委員会の事例：https://www.mext.go.jp/content/20220218-mxt_kyoiku02-000020343_005.pdf) ※広島県教育委員会が設置する SSR 等が紹介されている。

わりをするかは重要となる。県では既に「不登校児童生徒・保護者のためのサポートガイド」を提供しており、この中では「子供を責めてしまう気持ち」が保護者にあるかもしれないことと、児童生徒の状態を受け止め寄り添うことの重要性が記載されている。他方、今回のヒアリング調査の結果からは、「自身の子供が不登校になって初めて、不登校の状態にある児童生徒は混乱期から低迷期を経て、回復期に向かっていくことなどを知った」とする保護者の声も確認できている。これらを踏まえれば、特に登校渋りがあったときに、保護者がどのような態度で関わるのが望ましいかを、学期の最初と最後など定期的に保護者にリーフレット等で情報提供⁶することや保護者向けの講話の機会を設けることが考えられるだろう。

2)主体別役割

期待される主体別の役割は以下の通りである。

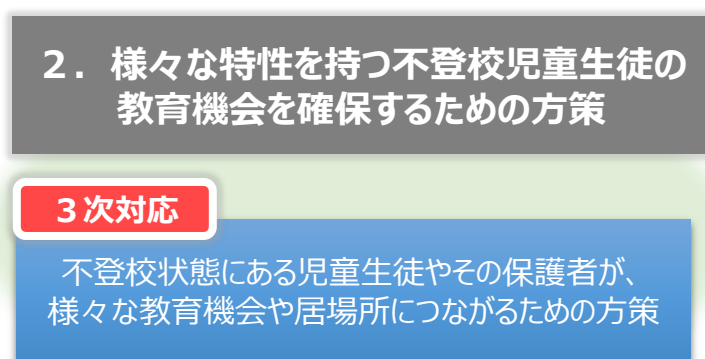
図表 17 主体別役割

県教委	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立の学びの多様化学校の設置検討 ・ 各校における校内教育支援センターの設置検討、人材配置、財政支援 ・ 居心地の良い学び方・過ごし方に関する事例の情報提供
市教委	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市版の不登校児童生徒支援チームを設置 ・ 居心地の良い学び方・過ごし方に関する学校の事例収集
学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別室登校や校内教育支援センターで取り組む学習内容や授業外の工夫(上記の例を参照) ・ 別室登校や保健室登校で学習サポートのできる教職員の確保(臨時的には近隣大学の学生ボランティア等も考えられるか) ・ 保護者向けの定期的な情報提供、研修機会

⁶ 例えば世田谷区教育委員会では「不登校・登校渋り 保護者のためのハンドブック」([handbook.pdf](http://handbook.pdf.setagaya.lg.jp) (setagaya.lg.jp)) が公表されている。

2. 様々な特性を持つ不登校児童生徒の教育機会を確保するための方策

図表 18 「2.」の全体像



「2. 様々な特性を持つ不登校児童生徒の教育機会を確保するための方策」については、不登校状態にある児童生徒やその保護者が、様々な教育機会や居場所（ここでは、特に学校外の教育機会や居場所を想定）につながるための方策について提言を行う。なお、既に不登校状態にある児童生徒やその保護者を念頭に置いた支援策について検討していくため、本報告書においてはこれを「3次対応」と呼ぶこととする。

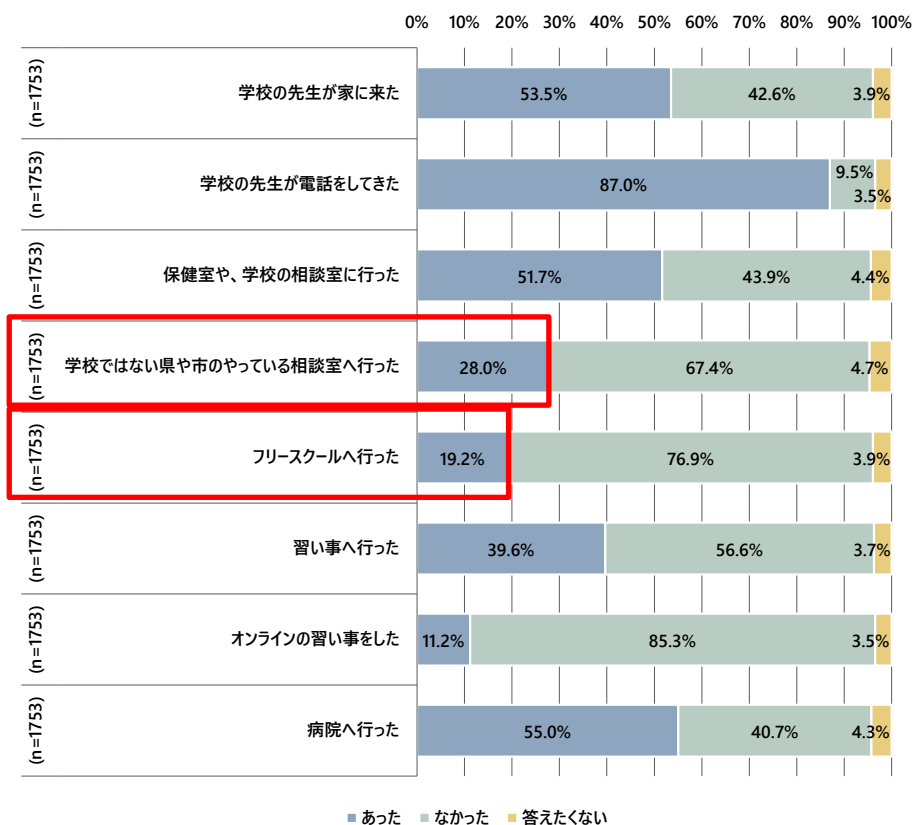
まずはこれに関連して、アンケート調査及びヒアリング調査より把握した現状と課題を整理した。

(1)現状と課題

①学校を休んでいるときにあったこと、利用した支援機関

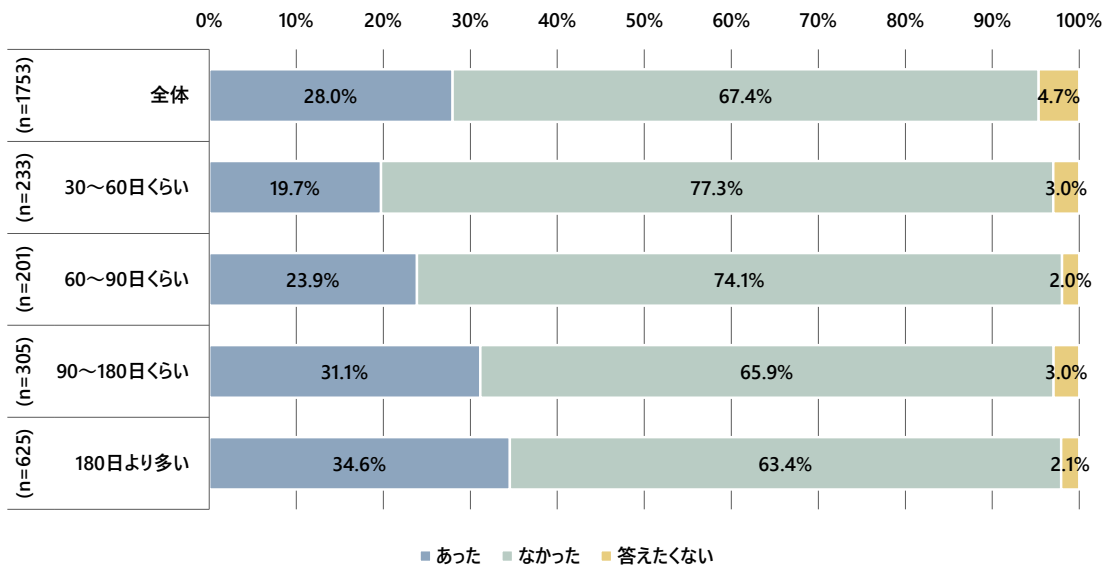
「学校を休んでいるときにあった・行ったこと」についてのアンケート結果は下図の通りである。学校外の教育機会や居場所につながった割合は他の選択肢と比べ相対的に低く、自治体の相談室へ行った、フリースクールへ行ったという割合は20～30%程度となっている。

図表 19 学校を休んでいるときにあった・行ったこと(児童生徒)

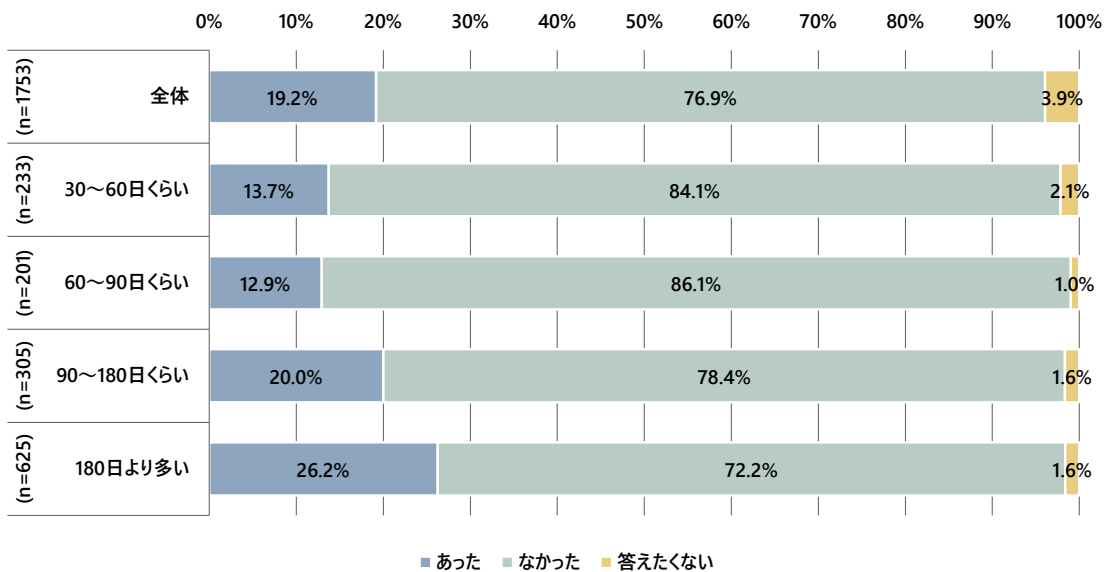


相談室とフリースクールの利用について、昨年度（令和4年度）に休んだ日数の観点から分析したところ、休んだ日数が長くなるほど利用率が高くなる傾向が見られる。

図表 20 昨年度休んだ日数×学校ではない県や市のやっている相談室へ行った(児童生徒)⁷



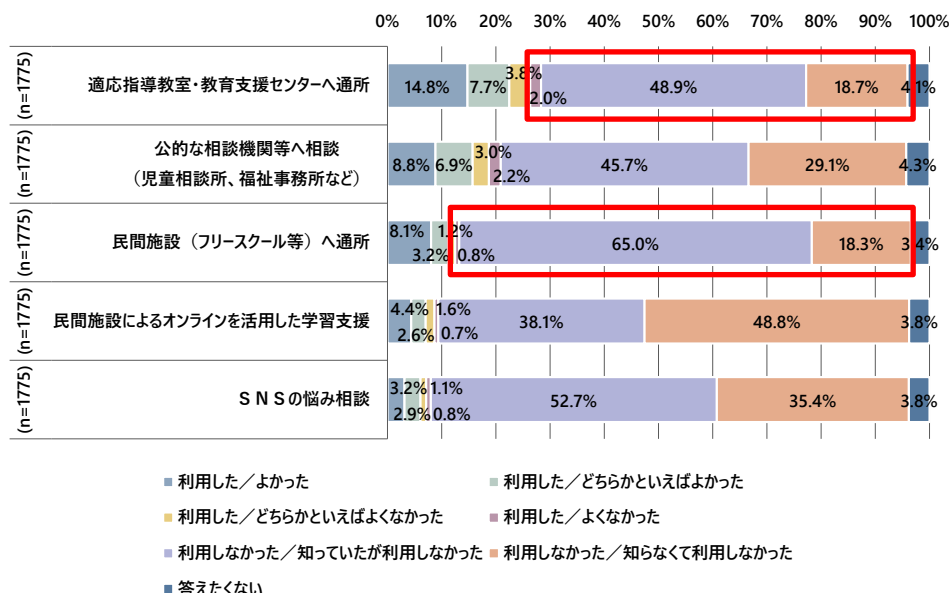
図表 21 昨年度休んだ日数×フリースクールへ行った(児童生徒)



⁷ 結果の解釈を容易にするため、集計軸の「わからない」「答えたくない」については非表示としている。(25 ページまで同様)。

また、保護者アンケートの結果からは、適応指導教室・教育支援センターやフリースクールを「知っていたが利用しなかった」層がそれぞれ50%弱、65%であり、「知らなくて利用しなかった」層はいずれも20%弱存在していることが分かった。学校外の相談室や教育支援センター、フリースクール等を利用した割合は余り高くないことが明らかになった。

図表 22 学校を休んでいるときの支援機関の対応とその評価(保護者)

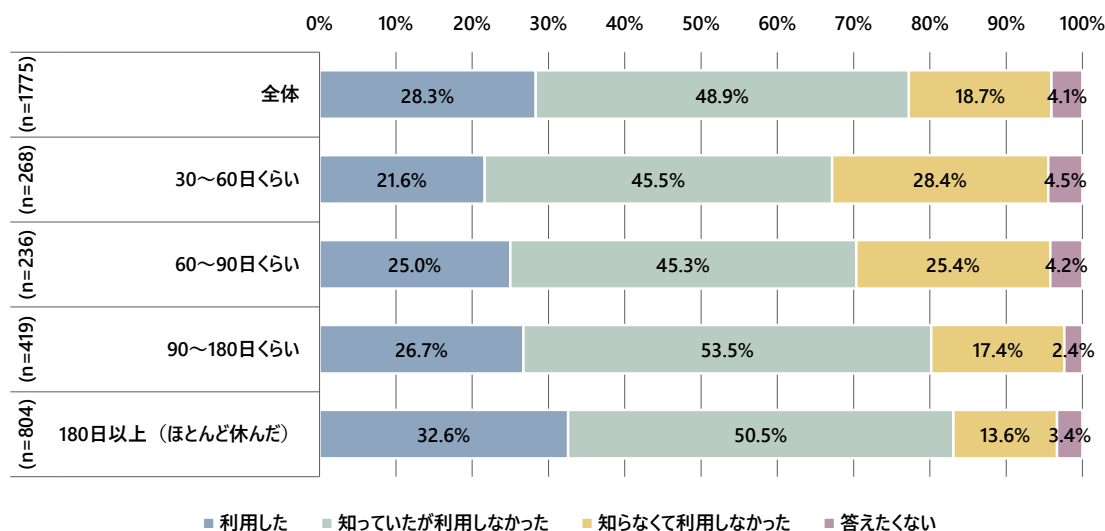


支援機関につながりにくい層を把握するために、①子供が昨年度（令和4年度）に休んだ日数の観点と、②保護者の関わり方の観点からの分析を行った。

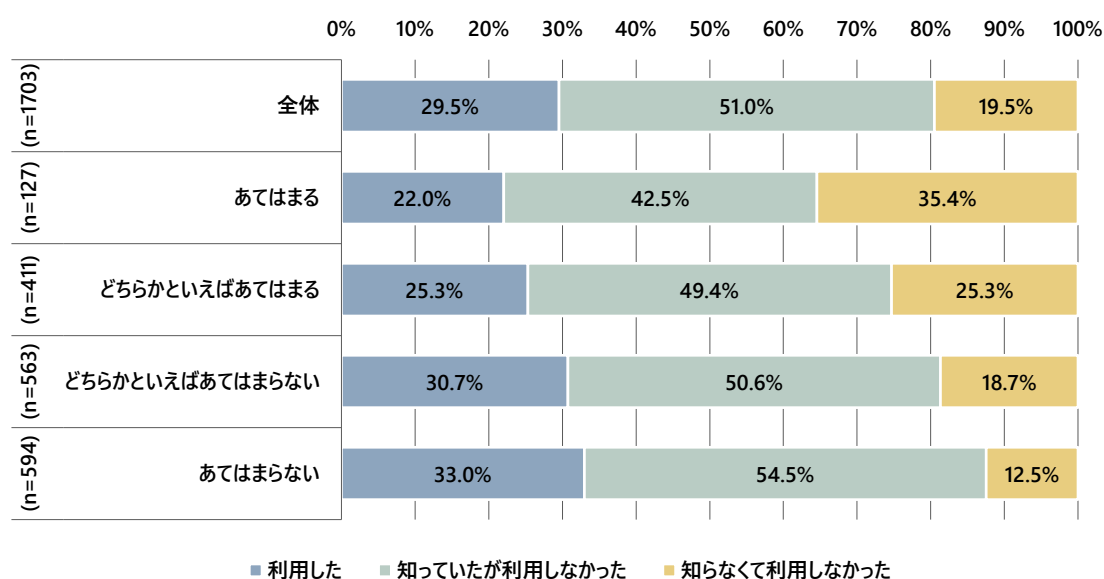
①昨年度に休んだ日数の観点で見ると、休んだ日数が長いほど、支援機関を「利用した割合」が上昇し、支援機関を「知らなくて利用しなかった」という割合は低下する傾向がある。

②保護者の関わり方の観点から見ると、児童生徒に登校を頻繁に促す保護者ほど、支援機関を「利用した」割合が低下している。また、「知っていたが利用しなかった」割合も低下し、「知らなくて利用しなかった」の割合が上昇している。登校を頻繁に促している保護者は、30%以上が支援機関を知らないという実態が明らかになった。同様の傾向が、保護者の意識の分析からも見られており、「学校を欠席することのリスクや現実の厳しさを伝えることは重要」に「あてはまる」と回答している保護者や、「無理して学校に行く必要はない」に「あてはまらない」と回答している保護者ほど、支援機関の利用割合が低下し、「知らなくて利用しなかった」の割合が上昇する傾向がある。

図表 23 昨年度休んだ日数×適応指導教室・教育支援センターの利用(保護者)



図表 24 登校を頻繁に促した×適応指導教室・教育支援センターの利用(保護者)



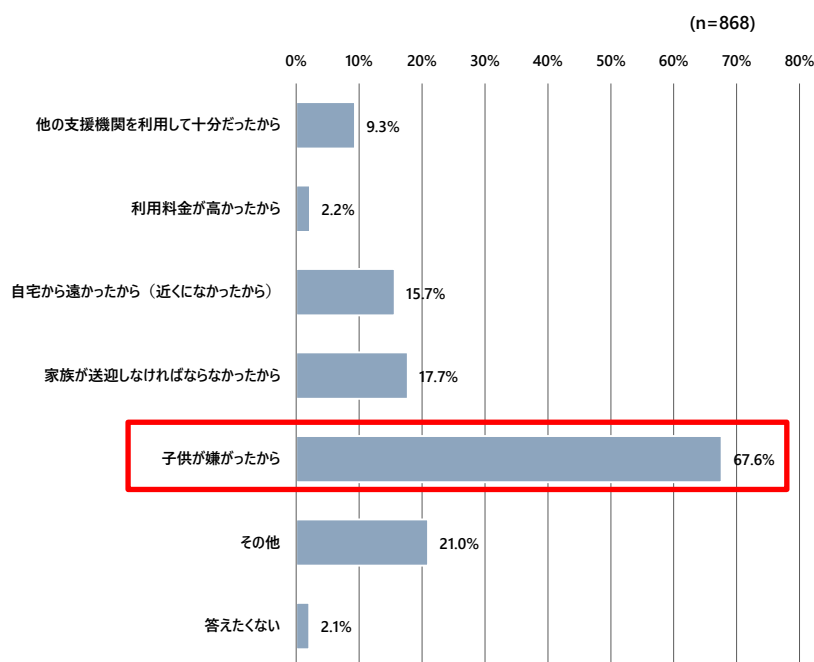
休んだ日数が短い場合に支援機関の利用率が低くなっている点については、不登校の初期であるがゆえに、そもそもまだ支援機関の情報を把握していないケースも含まれると考えられる。

一方で、保護者の子供への関わり方が、支援機関への繋がり方と関連しているという結果は興味深い。不登校に対して不寛容な（言い換えると、学校復帰のみを目指すような）考え方を持っている保護者は、情報の収集が十分でなく、連動して支援機関の利用につながりにくい現状があることが明らかになった。

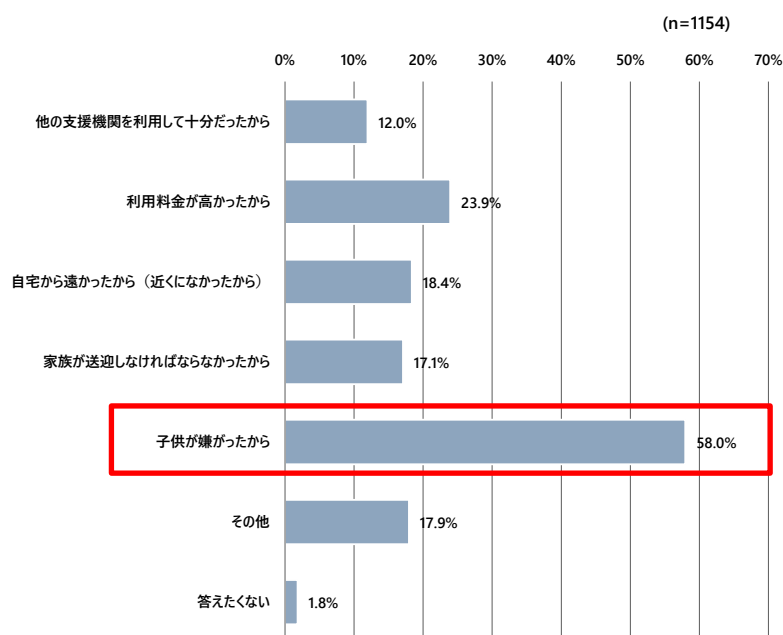
②支援機関を利用しなかった理由

教育支援センターやフリースクールを知っていたが利用しなかった理由として、最も高い割合となったのは「子供が嫌がったから」で、60～70%程度に達する。また、「自宅から遠かったから」「家族が送迎しなければならなかったから」という物理的な距離に関する要因も15～20%程度となった。フリースクールの場合はそれに加えて、利用料金が高かったという回答も比較的選択割合が高くなっている。

図表 25 支援機関を「知っていたが利用しなかった」理由:適応指導教室・教育支援センターへ通所

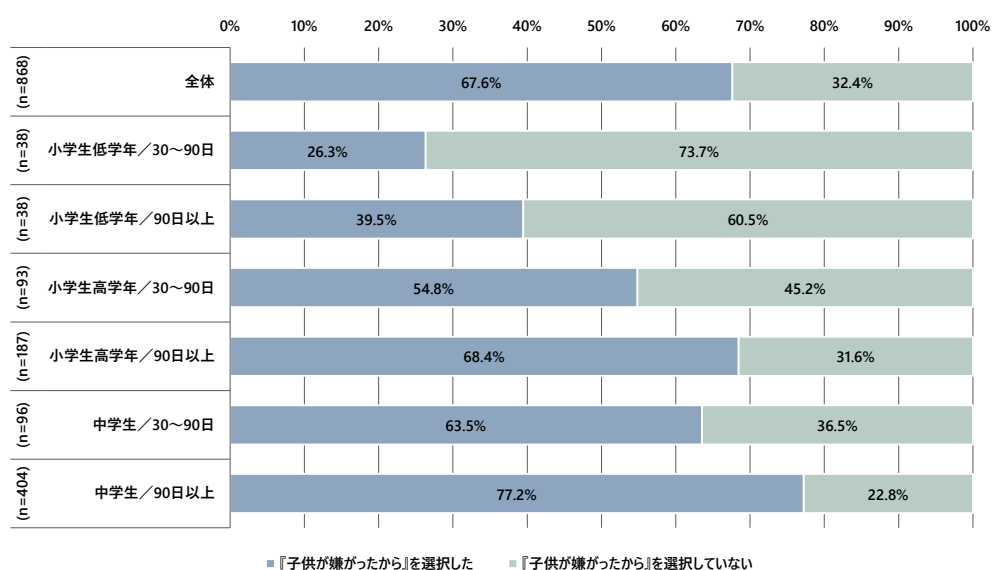


図表 26 支援機関を「知っていたが利用しなかった」理由:民間施設(フリースクール等)へ通所



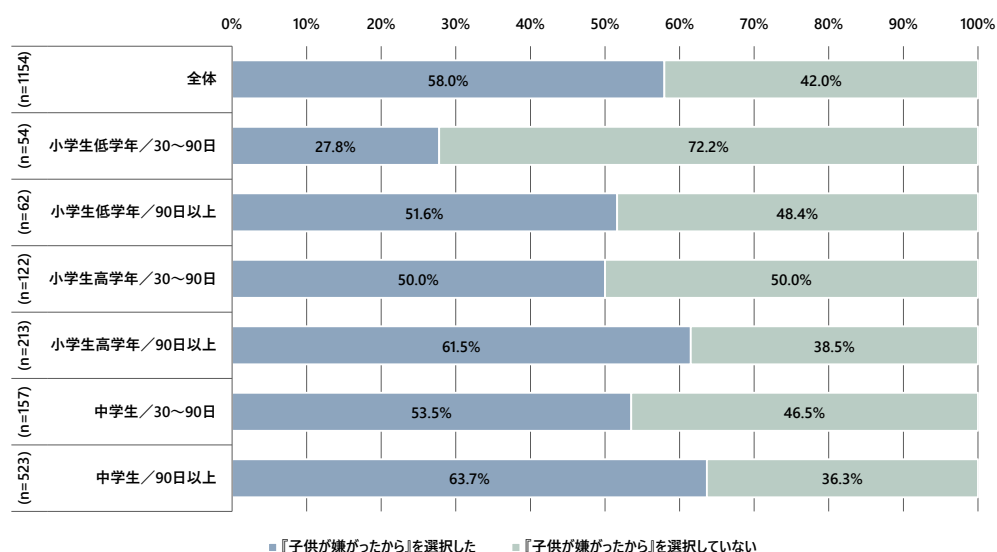
「子供が嫌がったから」と回答している層を把握するため、子供の学年・昨年度（令和4年度）に学校を休んだ日数の観点から分析を行った。学年が上がるにつれて「『子供が嫌がったから』を選択した」の割合が高まり、同様に、休んだ日数が長くなっても割合が高まっている。適応指導教室・教育支援センターに行かなかった理由では、小学生低学年の30～90日の欠席では、「『子供が嫌がったから』を選択した」の割合が30%未満であるのに対し、中学生の90日以上欠席者では約80%となった。フリースクールについても、同様の傾向であった。

図表 27 学年×昨年度休んだ日数×子供が嫌がったから利用しなかった：適応指導教室・教育支援センター



注) 凡例について、適応指導教室・教育支援センターを利用しなかった理由に「子供が嫌がったから」が含まれる者を「『子供が嫌がったから』を選択した」、含まれない者を「『子供が嫌がったから』を選択していない」とした。フリースクールも同様。

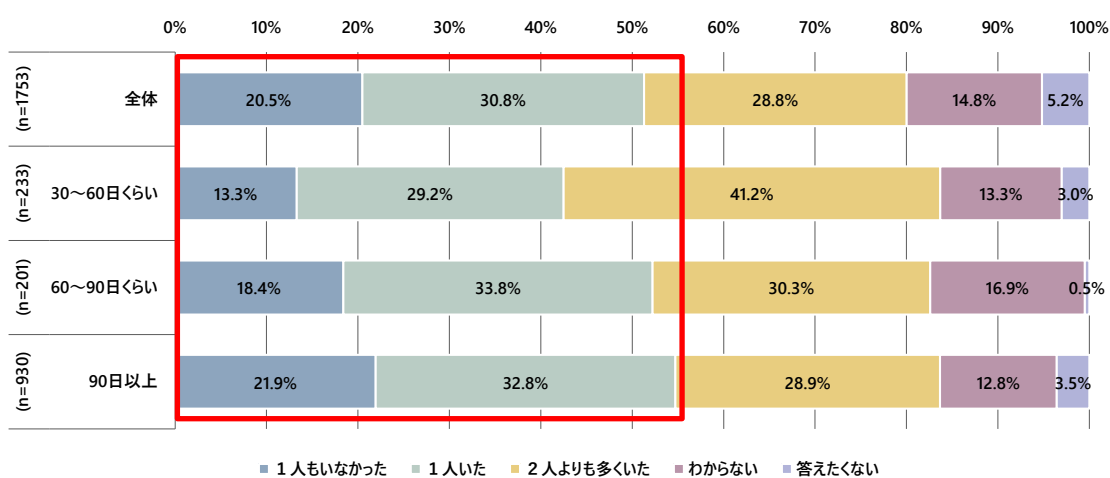
図表 28 学年×昨年度休んだ日数×子供が嫌がったから利用しなかった：民間施設（フリースクール等）



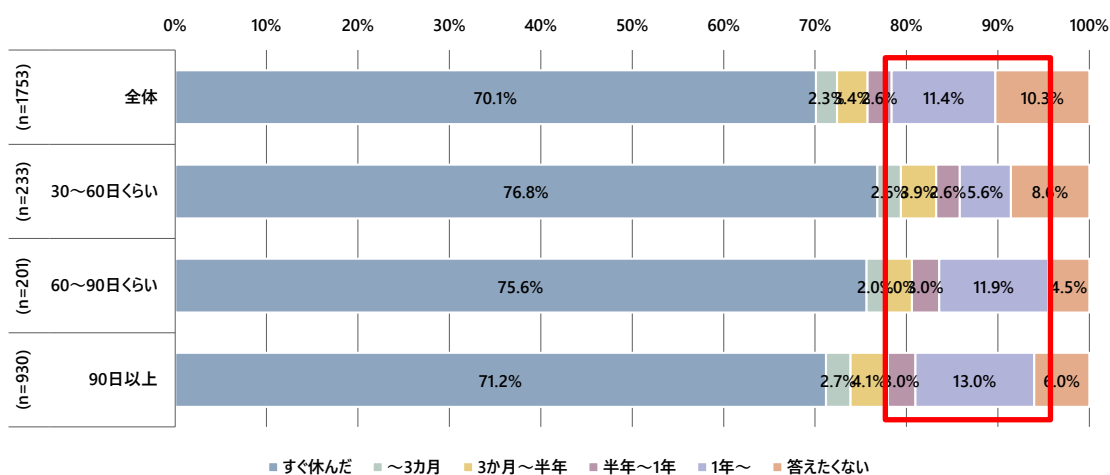
「子供が嫌がったから」の具体的な理由については今後より詳細に把握していく必要があるが、例えば嫌がった割合が高い長期欠席をしている児童生徒については、学校に行きたくない気持ちを話した人がいなかった・あるいは少ない、学校を休むまでの期間がやや長い（1年以上の割合が相対的に増える）といった特徴がある。なお、学年が上がるほど長期欠席の割合も増えるため、同様の傾向は小学生よりも中学生において強い。

これらのことから、相談ができず孤立したまま無理して登校を続けた結果、不登校となった後も、支援機関につながったり、学校復帰したりするエネルギーが枯渇しているような実態があるのではないかと推察される。

図表 29 昨年度休んだ日数×学校に行きたくない、休みたい気持ちを話した人はいるか



図表 30 昨年度休んだ日数×学校を休むまでの期間



また、ヒアリング調査からは、「子供が嫌がったから」の理由に関連すると思われる具体的なエピソードとして、以下のように、子供が求める雰囲気と実際の場の雰囲気の不一致や、子供に合う場を探す過程における心身の負担感に関する声が聞かれた。

図表 31 支援機関の利用に関する課題(抜粋)

- ・ 通える場所にあったフリースクールは子供に合わなかった(子供は一人で静かに過ごしたかったが、そのフリースクールはみんなで賑やかに遊ぶような場所だった)。
- ・ 教育支援センターやフリースクールでどのような活動が行われているのか公開情報からだと分からず、かといって子供に合う場所が見つかるまで見学・体験を繰り返すようなことは、子供や自身のエネルギーの面から難しかった。

さらに、教育支援センターやフリースクールを「知らなくて利用しなかった」というケースに関連する具体的なエピソードとして、以下のようなものがあった。なお、その中には、学校からの情報提供がなかったことや、学校側に尋ねたものの「よく分からない」と回答されたエピソードも含まれていた。

不登校が長期化すると支援機関を利用あるいは認知する割合が上昇することは前述の通りだが、これは図表 32 のエピソードにもあるように、不登校状態が続く中で、保護者が自身で情報収集をしている実態を表しているのではないかと推察できる。

図表 32 支援機関につながるまでの課題やつながったきっかけ(抜粋)

- ・ そもそも存在を知らなかった。学校の先生たちからも情報提供はなかった。
- ・ 学校の先生に教育支援センターのことを尋ねたが、「あそこは教育委員会の管轄だから、よく分からない」と言われた。
- ・ 自分でインターネットで検索して、フリースクールを見つけた。
- ・ 同じように不登校の子供を持つ知り合いからの紹介で、親の会に参加して視野やネットワークが広がった。

「知らない」という状態の中には、情報を求めているも適した情報にたどり着けない、という状況も含まれていることがヒアリング調査から示唆された。支援機関に関して学校や行政に情報を求めても、個に応じた(子供や保護者の課題感に即した「おすすめ」や実体験)の情報が提供されないことに対する不満が表明された。

図表 33 支援機関の情報に関する課題(抜粋、適宜編集)

- ・ (不登校親の会の)具体名を教えてほしいが具体名の情報はもらえない。同様に、フリースクールもここがいい、というような情報が欲しい。SCがフリースクール等の情報を持っていないので、実体験などの話ももらえない。
- ・ 例えば病院の一覧をいただいても、行政は公平に情報を出さなければ、という姿勢で、有益なおすすめ先が分からなかった。

(2) 施策の提言

以上のとおり、アンケート調査及びヒアリング調査からは、主に次のような現状と課題が整理された。

図表 34 現状と課題の整理

対象	現状と課題	
3次対応段階 (不登校状態にある児童生徒やその保護者が、様々な教育機会や居場所につながるための方策)	数・場所	・教育支援センターやフリースクールの絶対数の少なさ ・教育支援センターやフリースクールの地理的な偏在
	質・種類	・様々な施設・団体の実態が分からない(安全性の課題含む) ・多数の施設・団体に関する保護者・子供による情報収集コストの高さ ・多様な特性を持つ児童生徒と施設・団体とのマッチングの難しさ
	情報	・各施設・団体に関する公開情報の少なさ・保護者が必要な情報が学校から提供されない(または、保護者が必要な情報の持ち主にアクセスできない) ・「公平性」の観点から個に応じた情報提供ができない

上記の整理を踏まえ、「2. 様々な特性を持つ不登校児童生徒の教育機会を確保するための方策」については、以下の取組を提言する。

図表 35 施策の提言

①物理的条件(数や地理的条件)を補完するオンラインの教育機会の提供 ②施設・団体に関する情報収集・集約とその発信の推進
--

①物理的条件(数や地理的条件)を補完するオンラインの教育機会の提供

1) 提言内容

学校外において教育機会や居場所を提供する施設・団体数は現状において限りがあり、これを物理的に必要十分にまで増やすことは短期的には困難と考えられる。学校内での様々な取組(別室、校内教育支援センター、オンライン学習)も活用して児童生徒の教育機会を確保することはもちろんだが、県または市町村教育委員会として、不登校児童生徒を対象としたオンラインによる授業の配信等による教育機会の提供や、それを出席扱いとするような取組も考えられないか。

例えば、熊本市の「フレンドリーオンライン」という教育委員会が主導するオンライン学習の機会提供の仕組みがある⁸。小中それぞれで拠点校を設け、そこから専属の学習支援員(元教員を再任用で雇用)が授業配信を行うほか、生活支援・ソーシャルスキルトレーニングに当たるようなプログラムも用意している。児童生徒は教育委員会に対して申し込みを行い、学校から貸与されたタブレットで授業等に参加することができる。

そのほか、北九州市の「未来へのとびらオンライン教育支援室」という取組も参照しう

⁸ 熊本市「フレンドリーオンライン」(https://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=41306)

る⁹。この取組は小学校高学年から中学生を対象として、教育支援センターの空き部屋を活用し、教育委員会主導でオンライン授業を配信している。加配教員、再任用職員（元教員）、教科指導主事などが授業に当たる。

このように教育委員会が主導して、オンラインによる授業配信やバーチャルなクラスづくりに取り組む方策に加え、オンライン学習支援に知見・実績を有する民間団体との連携も考えられる。例えば認定 NPO 法人カタリバなどでは、オンラインの不登校支援プログラムを広域で展開しているほか、地域密着型の不登校支援団体のリソースを活用することも考えられる（こうした団体と、県あるいは市町村教育委員会が包括的な連携協定を結ぶような方策も考えられる）¹⁰。こうした取組の一例として、広島県では「SCHOOL “S”」という取組を展開しており、リアルとオンラインを併用した教育支援センターを用意しながら、そのコンテンツの一部に大学や NPO 法人等と連携しプログラムを充実させている¹¹。

2)主体別役割

期待される主体別の役割は以下の通りである。

図表 36 主体別役割

県教委	<ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン教育機会の確保に係る、拠点(拠点校や支援機関の空き部屋の活用など)や配信機材など物理的環境の確保 ・ 担当する人材の検討・確保 ・ 提供する教育内容や時間割等の検討 ・ 学校での出席扱いに関する指針等の検討 ・ 連携しうる民間団体の探索、広域での連携を促進する協定等
市教委	<ul style="list-style-type: none"> ・ (県と市町村の役割分担に応じ、上記県の役割の一部を担う) ・ 学校への情報周知 ・ 学校での出席扱いに関する学校長の理解促進 ・ 特色あるオンラインプログラムのため、地域の団体との連携促進
学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不登校児童生徒への情報周知 ・ 参加生徒の機材や場所等に関する相談やケア

⁹ 北九州市「未来へのとびらオンライン教育支援室」
(https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kyouiku/032_00010.html)

¹⁰ 認定 NPO 法人カタリバ「オンライン不登校支援プログラム」
(<https://www.katariba.or.jp/activity/project/futoko/>)

¹¹ 広島県「SCHOOL “S”」(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku17/school-s.html>)

②施設・団体に関する情報収集・集約とその発信の推進

1)提言内容

フリースクールへのヒアリングでは、市町村 HP における情報の不十分さ（施設・団体情報のリンク切れ、情報が古い、情報が少ない等）に関する指摘があった。また、こうした情報については、千葉県が発行する「不登校児童生徒・保護者のためのサポートガイド」において、市町村が設置する教育支援センターやフリースクール等民間団体について情報がまとめられているほか、教育相談室、親の会、SNS 相談についての情報が集約されているものの、アンケート調査によるとその認知度は3割程度と高くない結果となった。

まずは集約された情報媒体の認知度を高めていくと共に、それ以外の情報源についても連携を深めたうえで、各家庭が最新の情報にアクセスできる環境を整備することが求められる。また、情報更新に適宜対応できる仕組みづくりも求められる。

保護者に対するヒアリング調査からは、子供が不登校となった当初、自らネットで情報収集する中で特定のフリースクールにたどり着いたり、他の保護者からの紹介で親の会に参加できたりしたなど、属人的な情報収集行動やネットワークにより補完されている様子も伺えた。支援機関につながるために学校や行政からの情報提供を充実させてほしいという声に対応して、上述の集約された情報媒体等については教員や市町村教委での認知度向上や活用の一層促進を図っていく必要がある。

加えて、「不登校児童生徒・保護者のためのサポートガイド」の認知度が低い理由の一端として、ヒアリング調査からは学校から保護者への情報提供がなかったことが指摘されている。保護者に必要な情報が学校で止まってしまっている実態があるとすれば、まずはその理由について実態把握を行う必要がある（教員による認知度の実態や、認知しているが保護者に情報提供する難しさを抱えている場合は、その詳細な理由について把握する必要がある）。その要因に応じて、情報媒体の内容の更新（例えば、内容に汎用性を持たせて1次～2次対応でも使いやすくするなど）や、教員向けの周知など必要な対策を検討することが求められる。

学校や行政からの情報提供の内容に関しては、施設・団体と児童生徒とのマッチング（子供の求める雰囲気や内容との一致など）に関わる情報について提供を希望する意見があった。学校外の教育機会や居場所については、具体的な活動内容等の情報が少ない一方で、そうした活動内容や居場所の雰囲気が児童生徒に合うかどうかは当事者にとって極めて重要な情報である。現状ではこうした個に応じた環境の推奨に関する情報は、学校や行政からは公平性等の観点から提供されづらいものであると考えられるが、保護者や児童生徒が直接見学や体験に足を運び、合う団体を見つけるまで見学や体験を繰り返すことの負担感について解決の方向性を探っていくことが求められる。具体的に必要とされる情報の一例として、ヒアリング調査では以下のような観点が示されていた。

図表 37 子供・保護者がフリースクール等について求める情報(ヒアリング調査からの示唆)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 場所の雰囲気(活発に過ごせるのか、静かに過ごせるのか等) ・ 場所のあり方(決まった場所で安心して過ごせるのか、校舎移動式など様々な体験を重視するのか等) ・ 学べる内容(特徴的な学習、体験内容等) ・ 先輩の姿(そこに通って生き活きと過ごしている上級生の姿等)
--

なお、学校外の居場所等に関して適切な情報を伝えていくにあたっては、その質の担保や安全性の確保状況の確認といった点を把握しておくことも非常に重要である。学校外の居場所等の重要性に鑑み、行政として何らかの質の担保に関わっていくことも求められる¹²⁾。

2)主体別役割

期待される主体別の役割は以下の通りである。

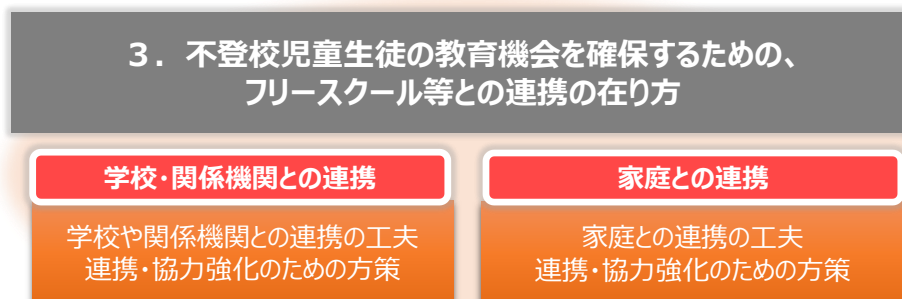
図表 38 主体別役割

県教委	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設・団体情報を最新に更新するための仕組みの検討 ・ 「不登校児童生徒・保護者のためのサポートガイド」の普及促進(保護者への普及促進と、教員への普及促進及び学校・教員から保護者への情報提供に係る実態把握) ・ 施設・団体の活動内容等についての調査内容や仕組みの検討 ・ 施設・団体の質、安全性の確保、確認のための仕組みの検討(第三者評価等の受審支援、勸奨等) ・ 教育委員会 HP における掲載情報の定期的な更新
市教委	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県と連携し、HP における掲載情報の定期的な更新 ・ 域内の施設・団体の活動内容等についての調査 ・ 「不登校児童生徒・保護者のためのサポートガイド」の教員、保護者への普及促進 ・ 教職員に対する学校外の支援に関する積極的な周知 ・ 学校において家庭に情報提供するタイミングや内容について理解増進
学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県や市の教育委員会にて発信されている情報の把握 ・ 不登校児童生徒や保護者への積極的な情報共有や窓口紹介

¹²⁾ 行政からの学校外施設等に関する情報提供に関して、例えば兵庫県教育委員会による「不登校児童生徒を支援する民間施設に関するガイドライン」(令和2年3月公表、令和4年1月更新)では、県内フリースクール等の一覧を示すとともに、施設方針については「学習支援」「屋外活動」「屋内活動」「教育相談」「仲間づくり」「親の会」の各項目について、◎=最も力を入れている、○=取り組んでいる、△=場合により活動する、「-」=活動していない、で各施設より自己申告された内容を公表している (http://www.hyogo-c.ed.jp/~gimu-bo/10futoukou/pdf/02_minkanguideline.pdf)。また、埼玉県教育委員会では、「日頃、市町村教育委員会や学校と連携がされており、推薦いただいている」団体等を対象として、その一覧を公開することで一定の質保証を図っている (<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2209/futoukoushien/index.html>)。神奈川県教育委員会では、教育委員会とフリースクールが連携した不登校相談会を開催し、一元的に情報収集・相談できる場を設けている (<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/hutoukou/soudankai.html>)。長野県教育委員会では、令和6年4月よりフリースクール等に関する公的認証制度「信州型フリースクール認証制度」を創設し、開所日数、活動実績、支援方針・計画の策定、情報公開等の認証項目を基に「居場所」型、「学び」型の類型別に認証を行い、認証の状況を踏まえ財政補助を行うとしている (<https://www.pref.nagano.lg.jp/jisedai/freeschool/2024seido.html>)。

3. 不登校児童生徒の教育機会を確保するためのフリースクール等との連携の在り方

図表 39 「3.」の全体像



「3. 不登校児童生徒の教育機会を確保するためのフリースクール等との連携の在り方」については、「学校や関係機関との連携の工夫、連携・協力強化のための方策」及び「家庭との連携の工夫、連携・協力強化のための方策」について現状と課題の整理を行った上で、「連携における課題と、連携強化に向けた改善提案」について提言を行う。

アンケート調査及びヒアリング調査より把握した現状と課題は次の通りである。

(1)現状と課題

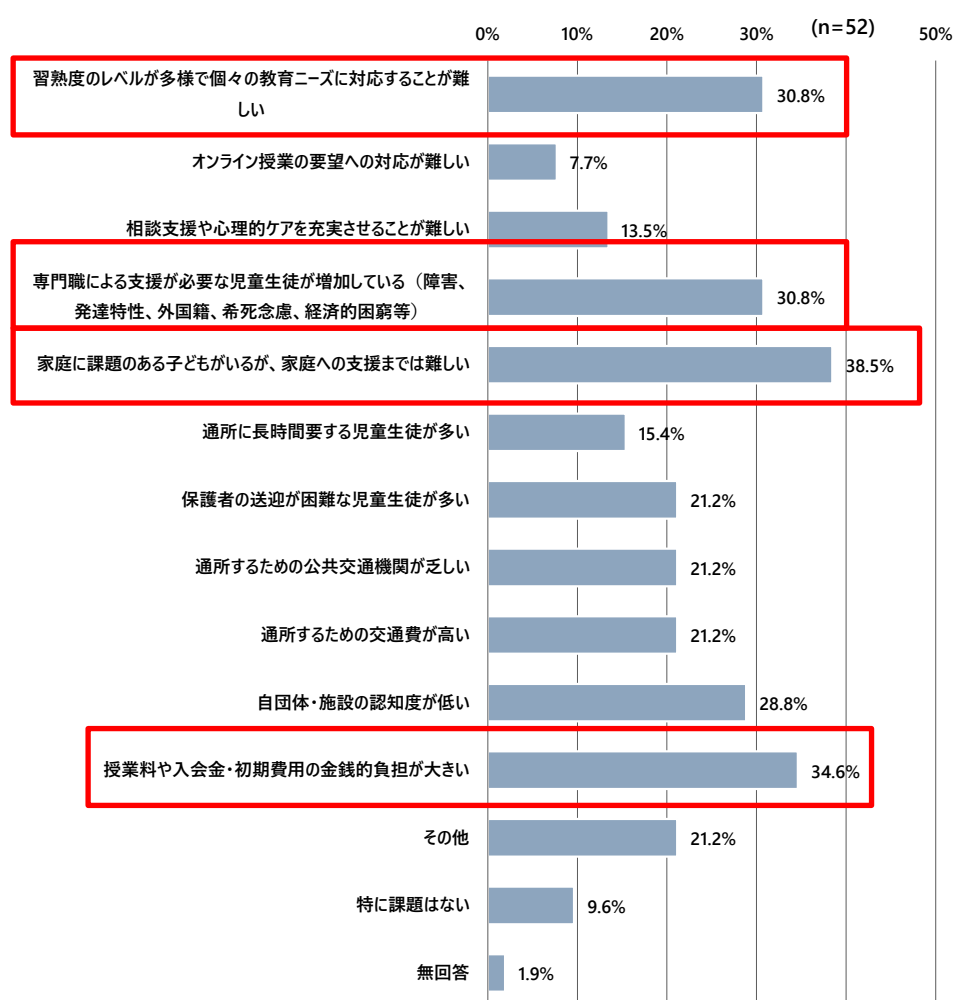
①不登校児童生徒が利用するにあたっての課題

施設・団体を不登校児童生徒が利用するにあたっての課題として、アンケート調査からは下のグラフに示す回答が得られた。

不登校児童生徒の対応に関する課題感として、「家庭に課題のある子供がいるが、家庭への支援までは難しい」「専門職による支援が必要な児童生徒が増加している」「習熟度のレベルが多様で個々の教育ニーズに対応することが難しい」の割合が高く、家庭への支援、専門的な対応、個別の対応などにおいて問題意識が大きいことがわかる。

なお、同程度の割合で「授業料や入会金・初期費用の金銭的負担が大きい」点についても指摘されている。

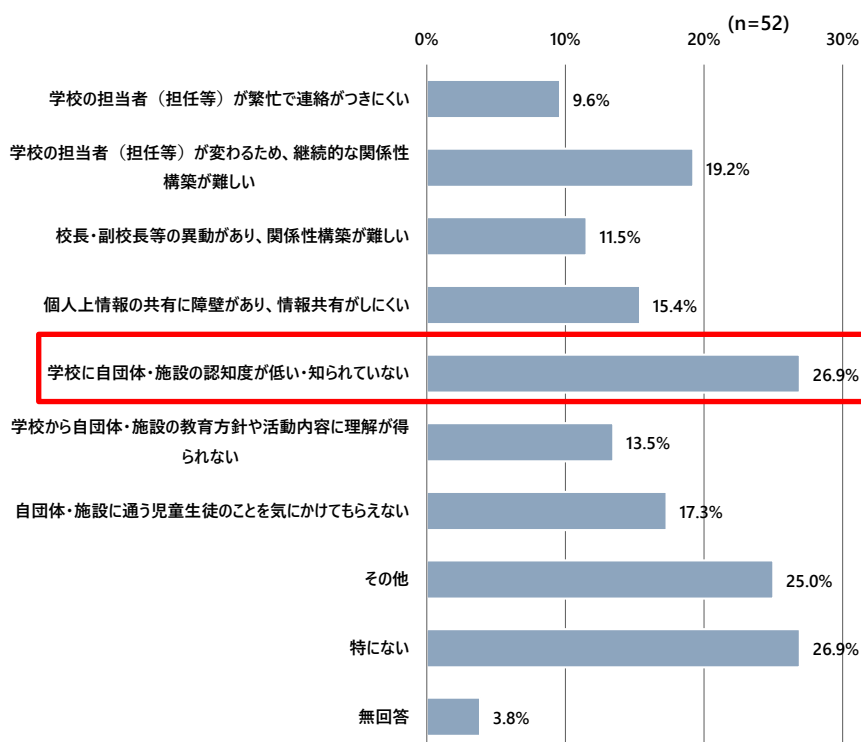
図表 40 フリースクール等から見た不登校児童生徒が利用するにあたっての課題



②学校やその他の関係機関との連携について

学校との連携については、下のグラフに示す課題が指摘されている。学校との連携については、「特になし」「その他」を除き、そもそも「学校に自団体・施設の認知度が低い・知られていない」の回答が最も高いほか、学校の担当者の継続性に関する課題等が挙げられている。

図表 41 学校との連携上の課題



一方で、学校やその他の関係機関との連携・協力関係を保つために行っていることについては、以下のような自由記述回答が得られた。

新しく入会した生徒の学校への訪問、学校からの訪問受け入れなどで施設・団体での活動について認知や理解を促しているほか、出席扱いに係る連絡を含め日常的なやり取りが行われていることが分かる。

図表 42 学校との連携・協力関係を保つために行っていること(抜粋、適宜編集)

■入会時の対応

- ・ 入学時の校長、教頭との意識合わせ、出席扱いについての合意(電話がメイン)。
- ・ 新しく入会した生徒の学校への訪問。

■学校からの訪問受け入れ・活動への招待

- ・ 年1回程度、学校の視察を受け入れる。
- ・ 常時見学可能で、開かれたスクールとしている。
- ・ 年に2回の発表会へのオンライン参加の招待。

■日常的な連絡

- ・ 利用者の担任や支援学級教諭との定期連絡、面談などを不定期で実施。
- ・ 出席扱い希望者の月ごとの出席日数連絡。

- ・ 希望者の月ごとのフリースクールでの様子の連絡、進学時の調査書作成の補助。
- ・ 生徒の学習日、学習時間、オンライン学習時間、教科、学習単元の報告。
- ・ 学習や活動内容について、月末報告書を各校の校長宛てに親展で郵送している。
- ・ 居場所での過ごし方や学校でできることなど情報交換している。
- ・ スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーでつながれる方とは LINE 交換をして連絡を取る。

■ケース会議・関係者会議

- ・ 家庭に問題のある児童の場合には市・学校・利用している放課後デイ等が集まって情報交換している。
- ・ ケース会議への参加、障害児の利用者のカンファレンスへ参加。

■その他

- ・ 学校に給食のみ食へに行く子供の送迎支援や学校との連絡連携。
- ・ 「安否確認情報共有システム」を導入し、フリースクールの入室管理情報を学校側にも共有。

また、ヒアリング調査からも、次のような工夫や課題が報告された。SSW 等の専門職も含め効果的に連携を図っているという例があったほか、出席扱いの対応における課題（判断のバラつきや報告フォーマットの違い等）が指摘されている。

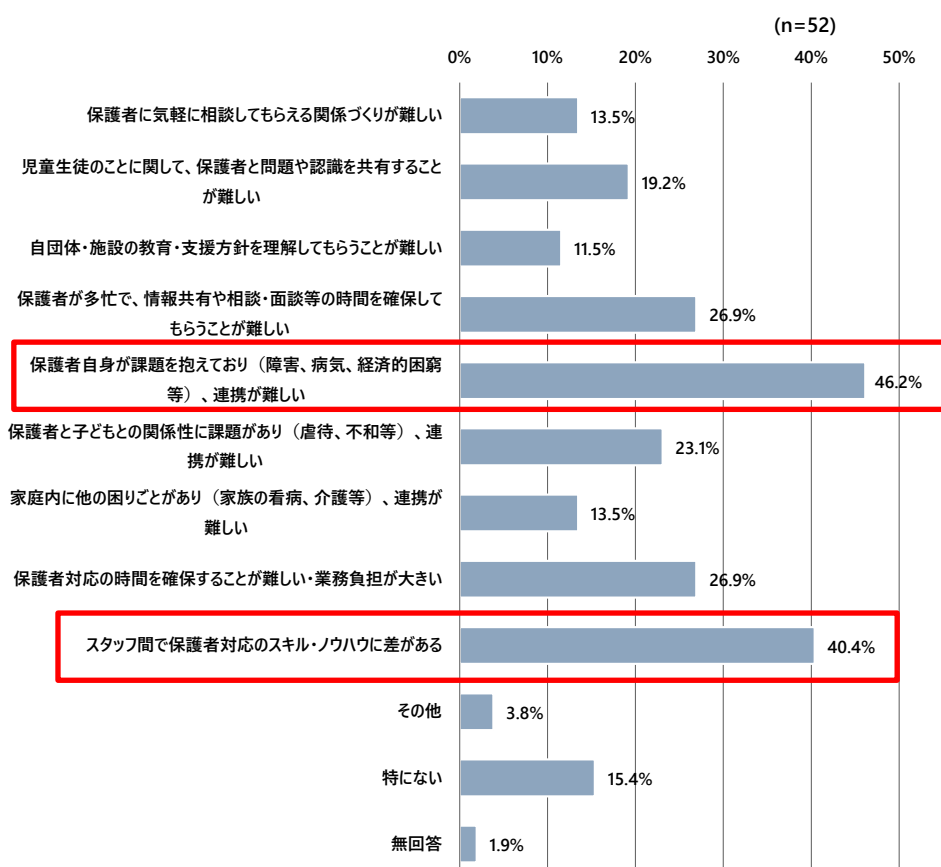
図表 43 学校や関係機関との連携における現状と課題(抜粋、適宜編集)

- ・ 問題意識が高い学校とは密に連携できているが、全ての学校で連携できているわけではない。課題意識を持つ担任は、自ら施設を訪問することもある。
- ・ 校内で連携の取れている学校の場合、職員会議にSSWなどの専門職が参加しており、施設側もSSWと連絡を取り合えるようにしている。
- ・ 出席扱いについて、同じ学校でも学校長によって判断が異なる等、学校長個人の考え方に依存している点や、出席報告の方法が学校ごとに異なりかなりの手間を要する点に課題を感じている。
- ・ 学校と保護者の連絡に使用されているツールを不登校児童生徒においても活用し、学校・保護者・施設の連携を取りやすくするなど、もう少し教員と施設職員の負担軽減が図られると良い。

③家庭との連携について

学校との連携については、下のグラフに示すような課題が指摘されている。「保護者自身が課題を抱えており、連携が難しい」の回答が最も高いほか、「スタッフ間で保護者対応のスキル・ノウハウに差がある」も次いで高い。家庭や保護者の状況によって、連携が難しい状況があることが伺える。

図表 44 家庭との連携上の課題



一方で、家庭との連携・協力関係を保つために行っていることとしては、以下のような自由記述回答が得られた。

入会時に加え日常的な保護者への情報共有が行われているほか、保護者同士の交流機会の設定、学校提出物の作成支援、保護者向け講座の開催などによっても、保護者支援が行われていることが分かった。

図表 45 家庭との連携・協力関係を保つために行っていること(抜粋、適宜編集)

■入会時の対応

- ・ 入会前に保護者との面談を行い、方針やこれまでに実績などの説明を行う。

■日常的な連絡・相談・面談の設定

- ・ 毎日のスクールレポートのシェア、授業の様子のシェア(スクール内 SNS 他)。
- ・ スクール生に、A4 サイズのスケジュール表(目標、学習や活動予定、振り返り)を書いて

もらい、スタッフがコメントや家庭への連絡事項を記載して、ファイルに綴じ持ち帰らせている。保護者には確認のサインをしてもらっている。

- ・ 公式ラインを使用してのラインでの相談(随時)。
- ・ 来室しての個人面談(随時)。

■保護者同士の交流の機会(保護者会等の開催)

- ・ 保護者会、不登校の子を持つ親の会を開催(専門職が参加するケースも)。
- ・ 保護者会とは別に、他愛のないおしゃべりができる時間を設ける。なんでもない事でも気軽に伝えられる関係づくりを行う。

■学校への対応に係る支援

- ・ 学校への提出物(合理的配慮の届出書など)の作成支援。

■その他

- ・ 家庭内での緊急時の支援、介入。
- ・ 保護者向けアンガーマネジメント講座、保護者向けコミュニケーション講座の実施。

また、ヒアリング調査からも、次のような工夫や課題が報告された。保護者対応では、他機関との連携や保護者同士の交流が有効である場合もあること、施設・団体が保護者と学校のコミュニケーションを支援する場合があること、保護者と児童生徒との間の橋渡しを行う場合もあることが指摘されている。

図表 46 家庭との連携における現状と課題(抜粋、適宜編集)

- ・ 何か困りごとが起こった場合、他機関と連携することが有効である場合もある。
- ・ 保護者への働きかけの工夫として、話の受け入れが難しい場合にはスタッフや言葉を変えるなどしている。話を受け入れるためには「誰が話しているか」も重要であり、例えば定例の保護者会で先輩保護者の言葉が響く場合もある。
- ・ 特性のある子供の場合は、初回の面接時に資料を持参してもらっている。特性について指導員にも共有し、子供が無理をすることがないように留意する。
- ・ 保護者と教員とのコミュニケーションが円滑になるよう、保護者に対し伝え方のアドバイスをすることもある。
- ・ 保護者の意向で子供をフリースクールに通わせても、結局来られなくなるパターンも多くある。子供にとってはタイミングが重要であることも保護者に説明している。
- ・ 子供と関わっていく中で、学校に行きたくない理由やつまづきを感じていることが次第に分かるケースもあるので、保護者に共有している。

④その他のご意見

ヒアリング調査からは、以下のような意見も聞かれている。

図表 47 フリースクール等からの意見(抜粋、適宜編集)

- ・ 子供が在籍中の学校で問題を感じ(いじめなどがあり)、別の学校に転入したい場合、自治体のはざまに住んでおり距離的には近くとも、行政区分を超えての越境入学はできない。そのため、学校に行きたい気持ちがあるが諦めるといったことも生じている。
- ・ フリースクール等についても同様で、最寄りのフリースクールが行政区外の場合には利用できない事例もある。何かしらの特例で対応する仕組みがあると良い。

(2) 施策の提言

以上のとおり、アンケート調査及びヒアリング調査からは、主に次のような現状と課題が整理された。

図表 48 現状と課題の整理

対象	現状と課題	
学校・関係機関との連携	施設・団体に関する理解	・そもそも教職員に施設・団体のことが知られていない ・継続的なコミュニケーションが取りにくい
	出席扱い	・学校長によって出席扱いの判断にバラツキがある ・学校ごとに出席扱いの報告フォーマットが異なる
家庭との連携	保護者支援	・保護者自身が課題を抱えており、連携が難しい ・スタッフ間で保護者支援のノウハウに差がある
	保護者と学校の調整・橋渡し	・保護者と学校との間に立ち、橋渡しをすることが必要な場合がある
	家庭内の調整・橋渡し	・保護者と子供の意思に乖離があり、仲介・調整が必要である場合がある

上記を踏まえ、「3. 不登校児童生徒の教育機会を確保するための、フリースクール等との連携の在り方」については、以下の取組を提言する。

図表 49 施策の提言

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①フリースクール等と連携した保護者支援の強化 ②出席扱いに関する、教育委員会としての方針整理 ③フリースクール等での支援からも漏れてしまう児童生徒への対応 |
|---|

なお、課題に挙げている、教職員の施設・団体に対する周知については、「2. 様々な特性を持つ不登校児童生徒の教育機会を確保するための方策」における施策の提言「②施設・団体に関する情報収集の実施及び集約・発信」にて触れている。

①フリースクール等と連携した保護者支援の強化

1)提言内容

提言1. ～3. にわたり、不登校支援において保護者は重要な主体である。フリースクールを対象としたヒアリング調査の中では、保護者が子供の意向と異なるタイミングで登校や学習を強制してしまい、そのことでさらに子供がづらい状況に陥る等の状況も指摘されており、子供への支援を考える上で、一番身近な存在である家庭への情報提供や支援は必要不可欠と言える。

また、保護者自身も、学校以外の施設・団体や支援策に関する情報が乏しい状況下で、子供に合った支援策や居場所を模索していたり、日中子供が家におり保護者自身も外との接点を作りにくい中で、日々子供と向き合い続けることの精神的負担や、それに起因するバーンアウトの問題などがあることから、保護者自身の負担を軽減するような支援を充実させることも重要である。

こうした保護者への支援について、全て学校で対応することは現実的に難しい。中には学校と家庭との関係性が悪化している場合もあり、フリースクールへのヒアリング調査の中でも、出席の取り扱い等についてフリースクール等が学校と家庭との間に立ち、学校側に情報共有を行いながら仲介をしているような状況があることが指摘されている。こうした状況を鑑みると、保護者支援に取り組むにあたっては、学校外の機関と連携して対応することが有効であると考えられる。

フリースクールの中には、保護者向けの個人面談やカウンセリング、保護者同士のネットワーク構築支援（親の会の開催等）を行う等、様々な方法で保護者の不安や悩みに寄り添っている団体・施設が多くある。一方で、こうした情報を学校側が持ち得ていない実態があることを鑑みると、教育委員会として、保護者支援も含めた団体・施設の活動状況を学校に情報提供していくことで、学校とフリースクール等の連携を推進することができる¹³。

なお、フリースクール向けアンケート結果では、利用家庭の中には「保護者自身が課題を抱えており（障害、病気、経済的困窮等）、連携が難しい」場合があることが明らかになったが、保護者支援においては、フリースクール等以外の機関（児童福祉、生活困窮支援等）との連携も重要になる。これらの他機関連携については、③にて詳述する。

¹³ 埼玉県教育委員会では、フリースクール等から情報提供を受けた「不登校の子供とその保護者を支援する民間団体・施設」一覧を公開しているほか、フリースクール等と協働し、不登校の経験に関する保護者と本人の話をHP上に掲載している (<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2209/futoukoshien/index.html>)。また、広島県教育委員会では、特定NPO法人カタリバと連携協定を締結し、その取組の一環として、不登校の子供を持つ保護者がオンラインで悩みを相談できる窓口を立ち上げ支援を行っている (<https://www.katariba.or.jp/news/2022/05/11/37420/>)。

2)主体別役割

期待される主体別の役割は以下の通りである。

図表 50 主体別役割

教委	<ul style="list-style-type: none">・ フリースクール等の保護者支援の実態の把握・ 学校側への情報共有(保護者支援も含めた施設団体の活動内容等)
学校	<ul style="list-style-type: none">・ 児童生徒が利用している施設団体も含めたコミュニケーションの実施・ 保護者への情報共有
団体・施設	<ul style="list-style-type: none">・ 自施設で行っている保護者支援について、教委または在籍校への適切な情報共有

②出席扱いに関する、教育委員会としての方針整理

1)提言内容

出席の取り扱いについては、「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」令和元年10月25日（元文科初第698号）内の「別記1」にて以下のようにまとめられている。

図表 51 出席扱い等の要件

2 出席扱い等の要件

不登校児童生徒が学校外の施設において相談・指導を受けるとき、下記の要件を満たすとともに、当該施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

(1)保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

(2)当該施設は、教育委員会等が設置する教育支援センター等の公的機関とするが、公的機関での指導の機会が得られないあるいは公的機関に通うことが困難な場合で本人や保護者の希望もあり適切と判断される場合は、民間の相談・指導施設も考慮されてよいこと。

ただし、民間施設における相談・指導が個々の児童生徒にとって適切であるかどうかについては、校長が、設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断するものとする。このため、学校及び教育委員会においては、「民間施設についてのガイドライン」(別添3)を参考として、上記判断を行う際の何らかの目安を設けておくことが望ましいこと。

(3)当該施設に通所又は入所して相談・指導を受ける場合を前提とすること。

(4)学校外の公的機関や民間施設における学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入したり、また、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えたりすることは、児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きいこと。なお、評価の指導要録への記載については、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるのではないが、児童生徒のおかれている多様な学習環境を踏まえ、その学習状況を文章記述するなど、次年度以降の児童生徒の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載に努めることが求められるものであること。

(出所)「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」令和元年10月25日(元文科初第698号)「別記1義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」※下線部は引用者による。

下線部のとおり、民間施設における学習の出席扱いについては校長が判断する旨が記載されており、詳細は運用に任されていると言える。

実際にフリースクール向けのアンケート調査やヒアリング調査からは、団体・施設で行った学習や日中過ごした場合の出席扱いについて、学校長の考え方で方針が変わるために個別対応になってしまうことや、人事異動により同じ学校であっても年度によって方針が異なってしまうことが課題として指摘された。

文部科学省通知においては、「民間施設における相談・指導が個々の児童生徒にとって適切であるかどうかについては、校長が、設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断するものとする」との記載があることから、学校外における学習の出席扱いについ

ては、例えば、その時間の学習・活動の様子について十分な情報が得られる場合等には、出席扱いを積極的に行うといった教育委員会としての一定の指針を示すことが考えられる。

他自治体では、以下のように教育委員会として方針を示しているケースもあり、こうしたものを参考に今後検討を深めていくことが求められる。

図表 52 他自治体の例

自治体名	出席扱いの取り扱い
茨城県 ¹⁴	<ul style="list-style-type: none"> 不登校児童生徒を支援する民間施設のうち、指導要録上「出席扱い」を認める要件として、「国の義務教育制度を前提とした支援を行う施設」「不登校児童生徒の社会的な自立を目指す活動を行う施設」「不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能な施設」の3点を示した上で、「出席扱い」の判断をするための望ましい流れをガイドライン上で提示。 その中で、「出席扱い」の認定後に行う当該校による民間施設との定期的な情報交換(場合によっては施設訪問)についても言及。
兵庫県 ¹⁵	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインにて、校長が指導要録上の出席扱いを判断する際に留意すべき点を目安として示している。 判断するための留意事項として、①実施主体、②支援のあり方、③支援スタッフ、④施設・設備、⑤学校や教育委員会との関係、⑥家庭との関係についてまとめている。 その上で、県内のフリースクール等の施設の情報一覧(施設の方針、提供している支援、連絡先等)を掲載している。
埼玉県戸田市 ¹⁶	<ul style="list-style-type: none"> 特定非営利活動法人と連携協定を締結し、デジタルツールを活用した学びプログラムの提供。 校長が認めれば、プログラムにて活用しているインターネット上の仮想空間上の活動も出席扱いとする。

また、フリースクールへのヒアリング調査では、各学校によって、出席状況や活動内容に関する報告フォーマットが異なることの事務負担の大きさが指摘されている。

茨城県では、前述のガイドライン内で出席状況等に関する報告書様式を提示しているが、今後、団体・施設と学校の連携をより強化していくにあたっては、教育委員会として報告書フォーマット、あるいは報告内容に含めるべき事項について統一を図ることも考えられる。

¹⁴ 茨城県教育委員会「不登校児童生徒を支援する民間施設に関するガイドライン」(令和5年3月)(<https://koyoiku.pref.ibaraki.jp/wp-content/uploads/2023/09/minkanshisetsu-guideline.pdf>)

¹⁵ 兵庫県教育委員会「不登校児童生徒を支援する民間施設に関するガイドライン」(令和2年3月、令和4年1月更新)(https://www.hyogo-c.ed.jp/~gimu-bo/10futoukou/pdf/02_minkanguideline.pdf)

¹⁶ NHK「埼玉 WEB 特集 メタバースで不登校児を支援 その狙いは 埼玉・戸田市」(<https://www.nhk.or.jp/sutoken/saitama/article/006/49/>)

2)主体別役割

期待される主体別の役割は以下の通りである。

図表 54 主体別役割

教委	<ul style="list-style-type: none">・ 出席扱いを推奨する施設・団体情報のとりまとめ・ 文科省方針も踏まえた、出席扱いとする活動内容等の条件の検討、評価への組み込みの可能性検討・ 活動報告フォーマット、提出頻度の検討(校長会などとも相談)・ 学校に対する方針提示
学校	<ul style="list-style-type: none">・ 学校と団体・施設での出席扱いに関する方針共有・ 施設・団体からの活動報告の適切な保管
団体・施設	<ul style="list-style-type: none">・ 教育委員会の方針に則り学校と調整、及び記録作成

③フリースクール等の支援からも漏れてしまう児童生徒への対応

1)提言内容

不登校児童生徒の中には、発達特性によって他人の声や人の影等が気になる、集団での生活や活動が難しい等、特別な配慮の必要な児童生徒が含まれる。今回ヒアリングを実施したフリースクールでは、放課後等デイサービスを併設した強みを生かし、発達に関する専門的知見を踏まえた支援や、個別指導、児童生徒の自宅への訪問、医療機関との日常的な連携等による手厚いフォロー体制が構築されていた。しかし、全ての団体・施設においてそのような手厚いフォローを行う人員の量的・質的確保ができるわけではない。フリースクール等には学習塾型のものや、集団での体験活動を重視するもの、学習指導のみを行うものなど、様々な種類の団体・施設が存在しており、特別な配慮の必要な児童生徒に十分に対応できる団体・施設ばかりではないのが実態である。ヒアリング調査からも、フリースクール等の見学・体験を行った上で、団体・施設で対応しきれない(そこでの環境に適応できない)場合は利用につながらない、あるいは途中離脱してしまうような実態も確認されている。このように、フリースクール等につなげることができず家庭にとどまっている子供や保護者がいることが考えられる。

また、前述のとおり、フリースクールへのアンケート調査では、利用家庭との連携において、保護者自身が障害、病気、経済的困窮等の課題を抱えている場合に連携が難しいとの結果が出ている。フリースクールへのヒアリング調査からは、ネグレクトや虐待等、家庭の課題がある場合には、団体・施設だけで対応するのではなく他部門との連携(市町村の児童福祉部門や社会福祉協議会等とのケース会議の開催等)によって対処しているとの意見が聞かれた。他方で、このような福祉的な視点に基づくソーシャルワーク機能を全ての団体・施設が担えるわけではなく、支援が必要であるにもかかわらず、他機関につながらず深刻な状況に陥っているケースがあると考えられる。このように、フリースクール等につながっていたとしても、課題を抱えている場合もある。

以上を踏まえると、不登校児童生徒の中でも、フリースクール等による支援が難しい子供やその家庭について、必要に応じて適切に支援につなぐための体制構築を行政主導で行うことや、フリースクール等が、支援を必要とする子供や家庭に気づいたときに他関係機

関へ適切につなぐ（機関間の情報共有、保護者への情報提供）ための体制・仕組みづくりを行うことが必要といえる。

前者については、フリースクールの支援からも漏れてしまう児童生徒に対して、家庭、学校以外の居場所の提供や、必要に応じた福祉的な支援の提供を行うことが必要である。そのためにも、教育委員会や児童福祉部門が主導して、その他関係機関と協働して早期把握から支援につなげるための体制を検討・構築していくことが今後求められる。例えば、滋賀県では、県立学校へ進学した児童生徒のうち、特別な支援を必要とする者が切れ目なく支援を受けられるよう、市町・市町教育委員会・県・県教育委員会の四社で協定を締結し、部門を超えて支援を必要とする児童生徒の情報を共有し支援を行う取組を実施している¹⁷。

後者について、支援が必要な子供や家庭と日常的に接する主体が学校の場合は、要保護児童対策地域協議会の関係機関となっていたり、自治体内の教育委員会以外の他部門と連携している場合もあるが、民間団体の場合、他機関との連携状況は各団体によって大きな差があり、福祉的な支援につながらないケースもあることが予想される。そのため、管内の団体・施設に対する福祉的な相談先の周知普及等を行い、支援をつなげる仕組みを作っていくことが必要になる。

2)主体別役割

期待される主体別の役割は以下の通りである。

図表 55 主体別役割

教委	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の児童福祉部門との情報共有 ・ フリースクール等が、支援が必要な子供や家庭に気づいた際に市町村の児童福祉部門に適切に情報提供がされるよう、管内団体・施設に向けた周知普及 ・ フリースクール等の支援からも漏れてしまう(どこにもつながっていない潜在化した)児童生徒の把握、児童福祉部門等との連携による支援体制の構築
学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設・団体や市町村の児童福祉部門との日常的な情報共有(顔の見える関係性づくり) ・ 気になる子供や家庭を見つけたときの適切な情報共有
団体・施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気になる子供や家庭を見つけたときに、適切に児童福祉部門につなぐための体制づくり(つなぎ先・つなぎ方を知る) ・ スクールソーシャルワーカーとの関係性構築 ・ 団体・施設同士の支援に関する情報交換・連携 ・ 他部門の関連機関や自治体との連携、会議等への参加

¹⁷ 滋賀県教育委員会 HP (<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/koho/e-shinbun/oshirase/317722.html>)